

【公開版】

提出年月日	令和2年2月6日	R4
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る  
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第7条：地震による損傷の防止

# 目 次

## 1 章 基準適合性

### 1. 基本方針

#### 1. 1 要求事項の整理

#### 1. 2 要求事項に対する適合性

#### 1. 3 規則への適合性

### 2. 耐震設計

#### 2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計

##### 2. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針

##### 2. 1. 2 耐震設計上の重要度分類

##### 2. 1. 3 地震力の算定法

##### 2. 1. 4 荷重の組合せと許容限界

##### 2. 1. 5 設計における留意事項

##### 2. 1. 6 主要施設の耐震構造

## 2 章 補足説明資料

## 1章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

地震による損傷の防止について、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「事業許可基準規則」という。）とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針（以下、「MOX指針」という。）の比較により、事業許可基準規則第7条において追加された要求事項を整理する。（第1表）

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(1 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。</p> <p>(解釈)</p> <p>3 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>MOX燃料加工施設は、想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していること。また、建物・構築物は十分な強度・剛性及び耐力を有する構造とすること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 十分な「強度」を有する構造とは、建物・構築物に常時作用している荷重、運転時に作用する荷重及び想定される地震力が、建物・構築物に同時に作用した時にその結果発生する応力が、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度以下である構造をいう。</p> <p>十分な「剛性」を有する構造とは、その際に発生する変形が、過大とならないような剛性を有している構造をいう。</p> <p>十分な「耐力」を有する構造とは、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重要度に応じた妥当な安全余裕を有している構造をいう。</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等</p> <p>基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 2 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設</p> <p>① Sクラス(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準(以下「建築基準法等の規格等」)による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。なお、「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮すること。</li> </ul>	<p>(前頁と同様)</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 3 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>② Bクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の規格等による許容応力度を許容限界とすること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(4 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>③ Cクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</li>   <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の規格等による許容応力度を許容限界とすること。</li>   <li>・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</li> </ul>		<p>変更無し</p>



第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(5 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>(解釈) 2 第7条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮 1. 耐震設計上の重要度分類 MOX燃料加工施設の耐震設計上の施設別重要度を、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点から、次のように分類する。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(6 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設 以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>① Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば次の施設が挙げられる。</p> <p>a) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>b) 上記 a)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>c) 上記 a)及び b)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故あたり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p>	<p>(1) 機能上の分類 Sクラス…以下に示す機能を有する施設であって、環境への影響の大きいもの。</p> <p>① 自ら放射性物質を内蔵しているか又は内蔵している施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のあるもの。</p> <p>② 放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要なもの。</p> <p>③ 上記のような事故発生の際に、外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要なもの。</p> <p>(2) クラス別施設 上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。</p> <p>① Sクラスの施設</p> <p>1) MOXを非密封で取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による一般公衆への放射線の影響が大きいもの。</p> <p>2) 上記1)に関連する設備・機器で放射性物質の外部に対する放散を抑制するための設備・機器</p> <p>3) 上記1)及び2)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(7 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>② Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいい、例えば次の施設が挙げられる。</p> <p>a) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの。(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>③ Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p>	<p>(1) 機能上の分類 Bクラス…上記において影響が比較的小さいもの。</p> <p>(2) クラス別施設 ② Bクラスの施設</p> <p>1) 核燃料物質を取扱う設備・機器又はMOXを非密封で取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による一般公衆への放射線の影響が比較的小さいもの。(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による一般公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>2) 放射性物質の外部に対する放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(1) 機能上の分類 Cクラス…Sクラス、Bクラス以外であって、一般産業施設と同等の安全性を保持すればよいもの。</p> <p>(2) クラス別施設 ③ Cクラスの施設 上記Sクラス、Bクラスに属さない施設</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(8 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(解釈) 4 第7条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。 一 プルトニウムを取り扱う加工施設 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「実用炉設置許可基準解釈」という。)第4条4の方法によること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則) 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。 一 弾性設計用地震動による地震力 ・弾性設計用地震動は、基準地震動(第4条第3項の「その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震」による地震動をいう。以下同じ。)との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定すること。 ・弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。 ・地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。 ・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等 基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>水平2方向に関しては追加要求事項</p> <p>上記以外変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(9 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(実用炉設置許可基準規則) 二 静的地震力</p> <p>① 建物・構築物 ・水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とすること。 ・また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回ることを確認が必要であり、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_0</math> は1.0以上とすること。この際、施設の重要度に応じた妥当な安全余裕を有していること。 ・Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定すること。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 10 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>② 機器・配管系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記①に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記①の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めること。</li> <li>・なお、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用させること。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とすること。なお、上記①及び②において標準せん断力係数<math>C_0</math>等を0.2以上としたことについては、発電用原子炉設置者に対し、個別の建物・構築物、機器・配管系の設計において、それぞれの重要度を適切に評価し、それぞれに対し適切な値を用いることにより、耐震性の高い施設の建設等を促すことを目的としている。耐震性向上の観点からどの施設に対してどの程度の割増し係数を用いれば良いかについては、設計又は建設に関わる者が一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定すること。</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 11 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>5 第7条第3項に規定する「基準地震動」は、実用炉設置許可基準解釈第4条5の方針により策定すること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定すること。</p> <p>上記の「解放基盤表面」とは、基準地震動を策定するために、基盤面上の表層及び構造物が無いものとして仮想的に設定する自由表面であって、著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な広がりを持って想定される基盤の表面をいう。ここでいう上記の「基盤」とは、おおむねせん断波速度 <math>V_s = 700 \text{ m/s}</math> 以上の硬質地盤であって、著しい風化を受けていないものとする。</p>	<p>(比較文書なし)</p> <p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等</p> <p>基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(12 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>二 上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震(以下「検討用地震」という。)を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して策定すること。</p> <p>上記の「内陸地殻内地震」とは、陸のプレートの上部地殻地震発生層に生じる地震をいい、海岸のやや沖合で起こるものを含む。</p> <p>上記の「プレート間地震」とは、相接する二つのプレートの境界面で発生する地震をいう。</p> <p>上記の「海洋プレート内地震」とは、沈み込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生する地震をいい、海溝軸付近又はそのやや沖合で発生する「沈み込む海洋プレート内の地震」又は海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震(スラブ内地震)」の2種類に分けられる。</p> <p>なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、活断層の性質や地震発生状況を精査し、中・小・微小地震の分布、応力場、及び地震発生様式(プレートの形状・運動・相互作用を含む。)に関する既往の研究成果等を総合的に検討し、検討用地震を複数選定すること。</p> <p>②内陸地殻内地震に関しては、次に示す事項を考慮すること。</p> <p>i) 震源として考慮する活断層の評価に当たっては、調査地域の地形・地質条件に応じ、既存文献の調査、変動地形学的調査、地質調査、地球物理学的調査等の特性を活かし、これらを適切に組み合わせた調査を実施した上で、その結果を総合的に評価し活断層の位置・形状・活動性等を明らかにすること。</p>		<p>変更無し</p>



第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(13 / 21)

<p>事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)</p>	<p>MOX指針</p>	<p>備考</p>
<p>ii) 震源モデルの形状及び震源特性パラメータ等の評価に当たっては、孤立した短い活断層の扱いに留意するとともに、複数の活断層の連動を考慮すること。</p> <p>③ プレート間地震及び海洋プレート内地震に関しては、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構及びテクトニクス的背景の類似性を考慮した上で震源領域の設定を行うこと。</p> <p>④ 上記①で選定した検討用地震ごとに、下記i)の応答スペクトルに基づく地震動評価及びii)の断層モデルを用いた手法による地震動評価を実施して策定すること。なお、地震動評価に当たっては、敷地における地震観測記録を踏まえて、地震発生様式及び地震波の伝播経路等に応じた諸特性(その地域における特性を含む。)を十分に考慮すること。</p> <p>i) 応答スペクトルに基づく地震動評価 検討用地震ごとに、適切な手法を用いて応答スペクトルを評価のうえ、それらを基に設計用応答スペクトルを設定し、これに対して、地震の規模及び震源距離等に基づき地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に考慮して地震動評価を行うこと。</p> <p>ii) 断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価 検討用地震ごとに、適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定し、地震動評価を行うこと。</p> <p>⑤ 上記④の基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、応力降下量、破壊開始点等の不確かさ、並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ)については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(14 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>⑥ 内陸地殻内地震について選定した検討用地震のうち、震源が敷地に極めて近い場合は、地表に変位を伴う断層全体を考慮した上で、震源モデルの形状及び位置の妥当性、敷地及びそこに設置する施設との位置関係、並びに震源特性パラメータの設定の妥当性について詳細に検討するとともに、これらの検討結果を踏まえた評価手法の適用性に留意の上、上記⑤の各種の不確かさが地震動評価に与える影響をより詳細に評価し、震源の極近傍での地震動の特徴に係る最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定すること。</p> <p>⑦ 検討用地震の選定や基準地震動の策定に当たって行う調査や評価は、最新の科学的・技術的知見を踏まえること。また、既往の資料等について、それらの充足度及び精度に対する十分な考慮を行い、参照すること。なお、既往の資料と異なる見解を採用した場合及び既往の評価と異なる結果を得た場合には、その根拠を明示すること。</p> <p>⑧ 施設の構造に免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動を策定すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表( 15 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。</p> <p>なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>① 解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的变化等の地震動特性を適切に考慮すること。</p> <p>② 上記の「震源を特定せず策定する地震動」として策定された基準地震動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等、各種の不確かさを考慮した評価を参考とすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(16 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>四 基準地震動の策定に当たっての調査については、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保すること。</p> <p>また、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の地震動評価においては、適用する評価手法に必要な特性データに留意の上、地震波の伝播特性に係る次に示す事項を考慮すること。</p> <p>① 敷地及び敷地周辺の地下構造(深部・浅部地盤構造)が地震波の伝播特性に与える影響を検討するため、敷地及び敷地周辺における地層の傾斜、断層及び褶曲構造等の地質構造を評価するとともに、地震基盤の位置及び形状、岩相・岩質の不均一性並びに地震波速度構造等の地下構造及び地盤の減衰特性を評価すること。なお、評価の過程において、地下構造が成層かつ均質と認められる場合を除き、三次元的な地下構造により検討すること。</p> <p>② 上記①の評価の実施に当たって必要な敷地及び敷地周辺の調査については、地域特性及び既往文献の調査、既存データの収集・分析、地震観測記録の分析、地質調査、ボーリング調査並びに二次元又は三次元の物理探査等を適切な手順と組合せで実施すること。</p> <p>なお、上記の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」については、それぞれが対応する超過確率を参照し、それぞれ策定された地震動の応答スペクトルがどの程度の超過確率に相当するかを把握すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(17 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>6 第7条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する安全機能を有する施設の設計に当たっては、以下に掲げる方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること。</li> <li>・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し適切な安全余裕を有していること。</li> <li>・機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。なお、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。</li> </ul> <p>また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(18 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>なお、上記の「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮すること。</p>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(19 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>なお、上記の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態を構造物の終局状態と考え、この状態に至る限界の最大荷重負荷をいう。</p> <p>また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。</p> <p>なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</li> <li>・耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</li> <li>・建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</li> <li>・建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</li> </ul>		<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(20 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>(解釈) 7 第7条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条7の方法によること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則) 7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。</li> <li>なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。</li> <li>・基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。</li> <li>・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。</li> </ul> <p>また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮 2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等 基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随件事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>水平2方向に関しては追加要求事項  上記以外 変更無し</p>



第1表 事業許可基準規則第7条とMOX指針 比較表(21 / 21)

事業許可基準規則 第7条(地震による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>8 第7条第4項の適用に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条8の規程を準用すること。</p> <p>(実用炉設置許可基準規則)</p> <p>8 第4条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、耐震重要施設に影響を及ぼすことがないようにすることをいう。</p> <p>また、安定解析に当たっては、次の方針によること。</p> <p>一 安定性の評価対象としては、重要な安全機能を有する設備が内包された建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。</p> <p>二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。</p> <p>三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。</p>	<p>指針13. 地震に対する考慮</p> <p>2. 基準地震動の策定、耐震設計方針等</p> <p>基準地震動の策定、耐震設計方針、荷重の組合せと許容限界及び地震随伴事象に対する考慮については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考とするものとする。</p>	<p>変更無し</p>

## 1. 2 要求事項に対する適合性

### ロ. 加工施設の一般構造

#### (1) 耐震構造

MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、事業許可基準規則に適合するように設計する。

なお、事業許可基準規則の解釈別記3に基づき、安全機能を有する施設を耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。

- ① 安全機能を有する施設は、地震力に対して十分耐えることができる構造とする。
- ② 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。

- ・ Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であつ

て、環境への影響が大きいもの。

- ・ Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。
- ・ Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

- ③ 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。
- ④ Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- ⑤ 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的知見から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第3図に、加速度時刻歴波形を第4図に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりをも有し、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度がおおむね $0.7 \text{ km/s}$ 以上となる標高 $-70\text{m}$ とする。

また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。

a. 地震動設定の条件

基準地震動との応答スペクトルの比率について、工学的判断として以下を考慮し、Ss-B 1 から B 5，Ss-C 1 から C 4 に対して

0.5,  $S_s-A$ に対して0.52と設定する。

(a) 基準地震動との応答スペクトルの比率は, MOX燃料加工施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し, その値は0.5程度である。

(b) 再処理施設と共用する施設に, 基準地震動及び弾性設計用地震動を適用して耐震設計を行うものがあるため, 設計に一貫性をとることを考慮し, 基準地震動との応答スペクトルの比率は再処理施設と同様とする。

b. 弾性設計用地震動

震源を特定して策定する地震動 ( $S_s-A$ ,  $S_s-B$  1 から B 5) に対応する弾性設計用地震動の最大加速度は水平方向 $364.0\text{cm/s}^2$ 及び鉛直方向 $242.8\text{cm/s}^2$ , 震源を特定せず策定する地震動 ( $S_s-C$  1 から C 4) に対応する弾性設計用地震動の最大加速度は水平方向 $310.0\text{cm/s}^2$ 及び鉛直方向 $160.0\text{cm/s}^2$ である。

⑥ 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針

a. 地震応答解析による地震力

以下のとおり, 地震応答解析による地震力を算定する方針とする。

(a) Sクラスの施設の地震力の算定方針

基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて, 水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(b) Bクラスの施設の地震力の算定方針

Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設の影響検討に当たって, 弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定ま

る入力地震動を用いることとし、加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。

(c) 入力地震動の設定方針

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動について、解放基盤表面からの伝播特性を考慮し、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。

(d) 地震応答解析方法

地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性、適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。また、対象施設の形状、構造特性等を踏まえたモデル化を行う。

b. 静的地震力

以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。

(a) 建物・構築物の水平地震力

水平地震力について、地震層せん断力係数に、MOX燃料加工施設の耐震重要度分類に応じた係数（Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0）を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。

ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

(b) 建物・構築物の保有水平耐力

保有水平耐力について、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力については、地震層せん断力係数に乗じる係数を1.0、標準せん断力係数を1.0以上として算定する。

(c) 設備・機器の地震力

設備・機器の地震力について、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数にMO X燃料加工施設の耐震クラスに応じた係数に乗じたものを水平震度と見なし、その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。

(d) 鉛直地震力

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力について、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性並びに地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。

(e) 標準せん断力係数の割増し係数

標準せん断力係数の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。

⑦ 荷重の組合せと許容限界の設定方針

a. 建物・構築物

以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。

(a) 荷重の組合せ

通常時に作用している荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を

組み合わせる。

(b) 許容限界

Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、建物・構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。

Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

b. 設備・機器

以下のとおり、設備・機器の荷重の組合せ及び許容限界を設定する方針とする。

(a) 荷重の組合せ

通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重と地震力を組み合わせる。

(b) 許容限界

Sクラスの設備・機器について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、塑性ひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の

設備・機器の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

Sクラス、Bクラス及びCクラスの設備・機器について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。

#### ⑧ 波及的影響に係る設計方針

耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

a. 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。

(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

(b) 耐震重要施設と下位クラスの施設との接続部における相互影響

(c) 建屋内における下位クラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響

(d) 建屋外における下位クラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響

b. 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。

c. 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

d. これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力発電所の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事象が抽出された場



合には，その観点を追加する。

### 1. 3 規則への適合性

事業許可基準規則第七条では、安全機能を有する施設に関する地震による損傷の防止について、以下の要求がされている。

(地震による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項及び第2項について

(1) 安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて以下に示すS、B及びCの3クラス（以下、「耐震重要度分類」という。）に分類し、それぞれに応じた耐震設計を行う。

- ・ Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放

放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。

- ・ Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。
- ・ Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

(2) S, B及びCクラスの施設は、以下に示す地震力に対しておおむね弾性範囲に留まる設計とする。

- ・ Sクラス：弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力。
- ・ Bクラス：静的地震力  
共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震力。
- ・ Cクラス：静的地震力

a. 弾性設計用地震動による地震力

弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比

率の値が、目安として 0.5 を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定する。

## b. 静的地震力

### (a) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数  $C_i$  に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

- ・ Sクラス 3.0
- ・ Bクラス 1.5
- ・ Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_0$  を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数  $C_i$  に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数  $C_0$  は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

### (b) 設備・機器

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地

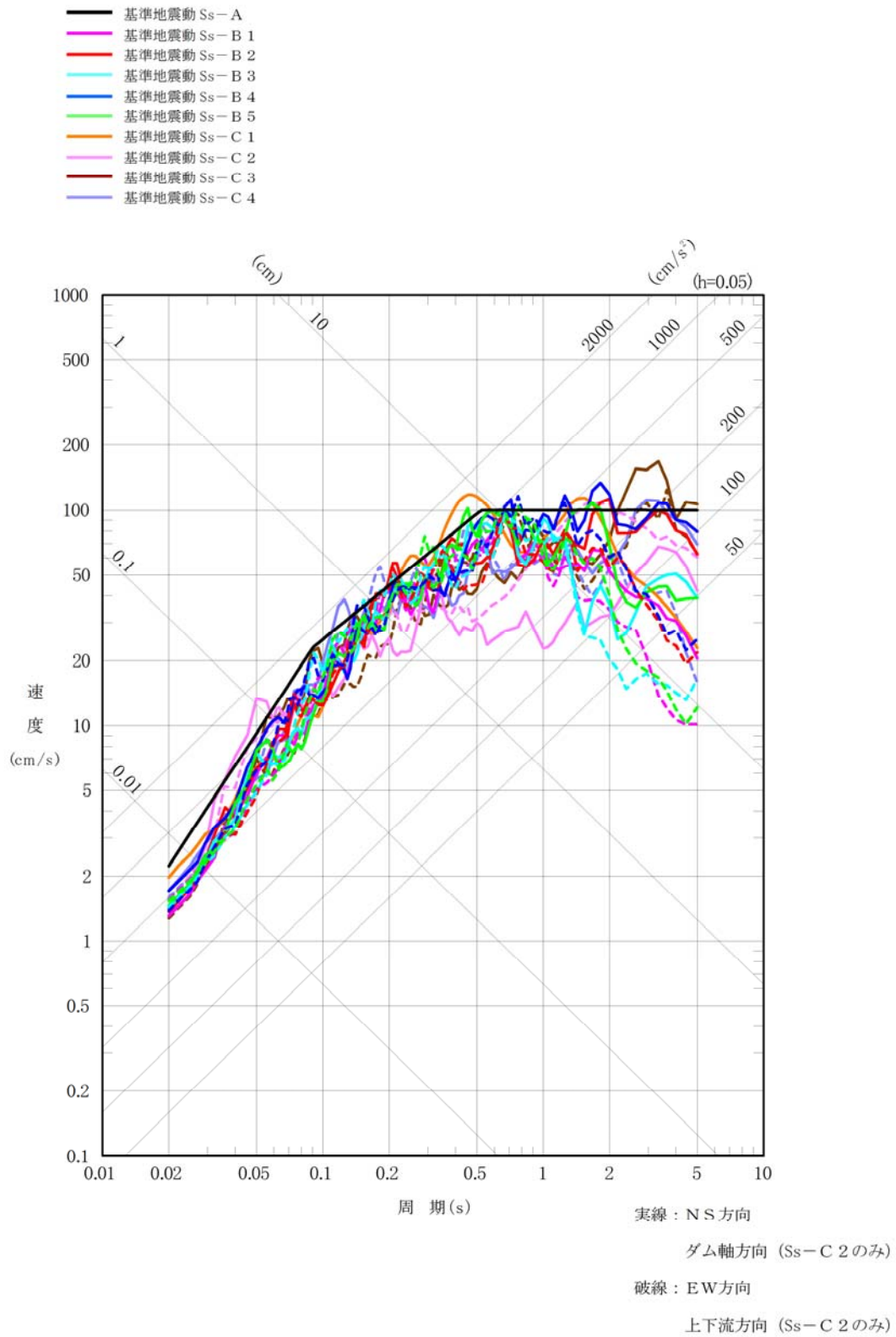
震層せん断力係数 $C_i$ に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

### 第3項について

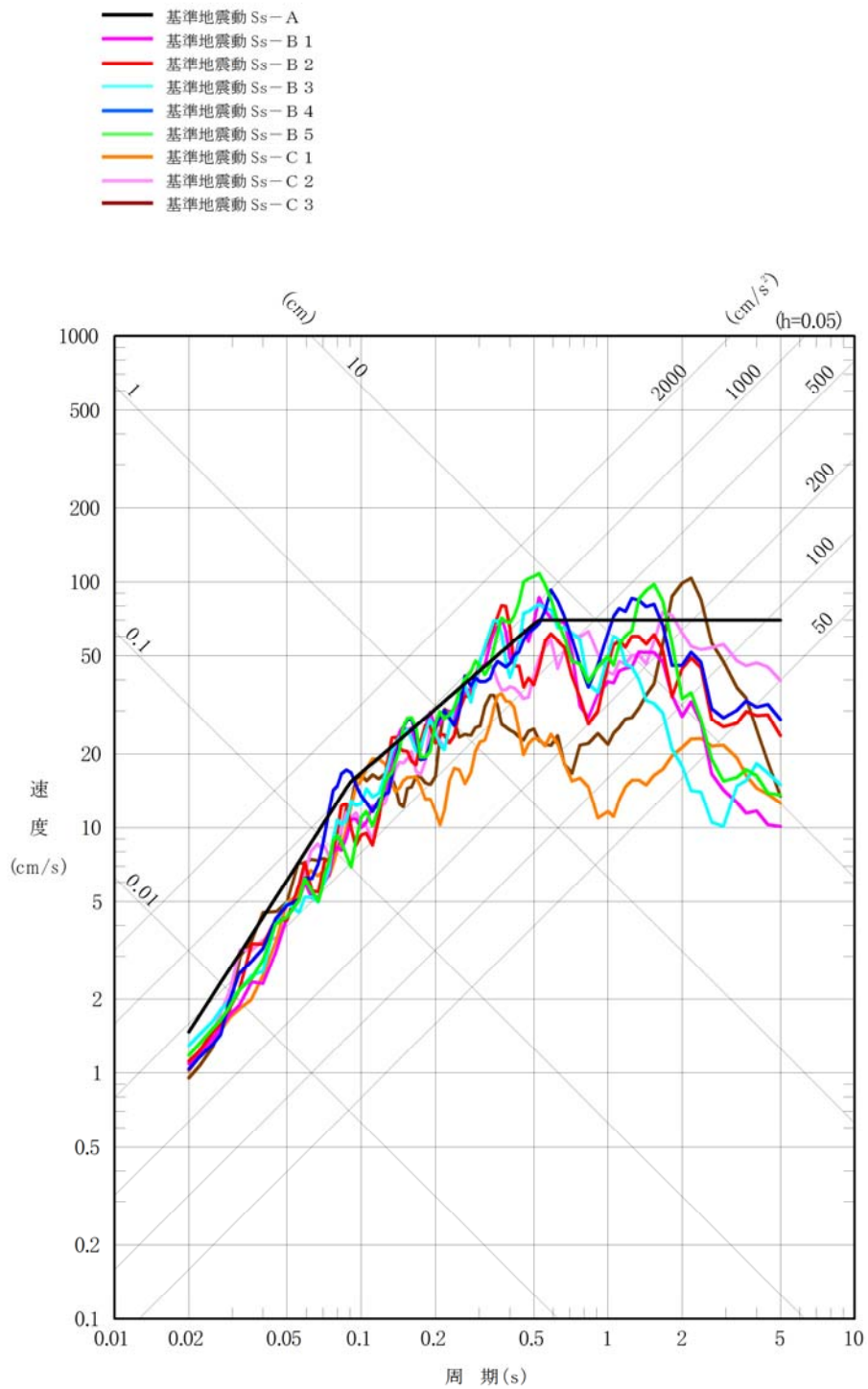
- (1) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを策定する。
- (2) 耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して安全機能を損なわれないよう設計する。

### 第4項について

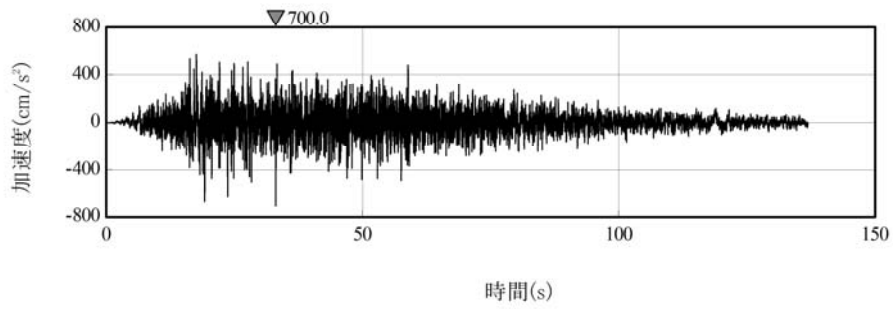
耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。



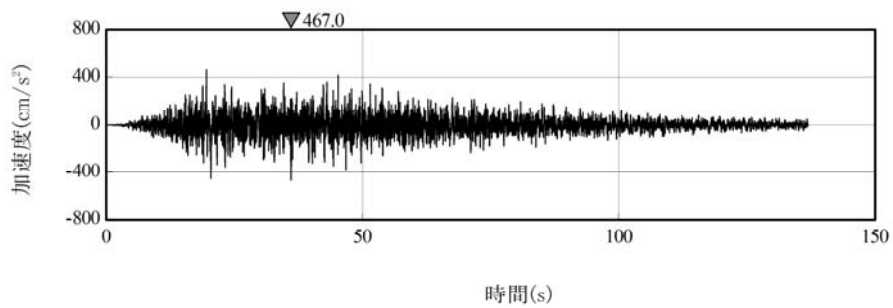
第3図(1) 基準地震動の応答スペクトル (水平方向)



第 3 図 (2) 基準地震動の応答スペクトル (鉛直方向)



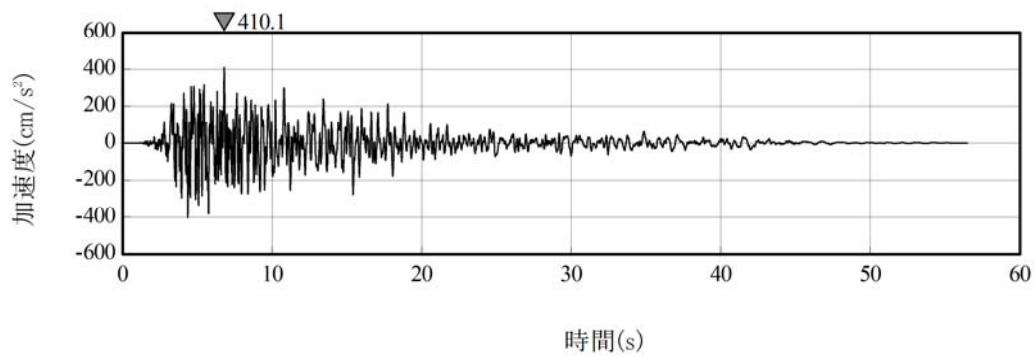
(a) 水平方向



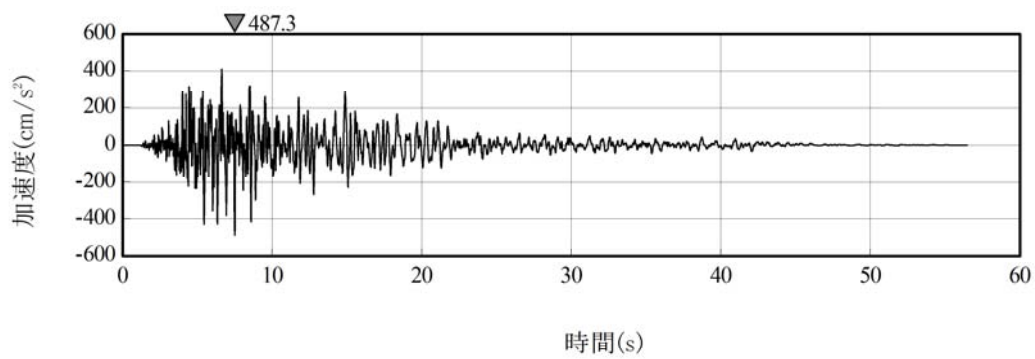
(b) 鉛直方向

第 4 図 ( 1 ) 基準地震動 S<sub>s</sub>-A の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形

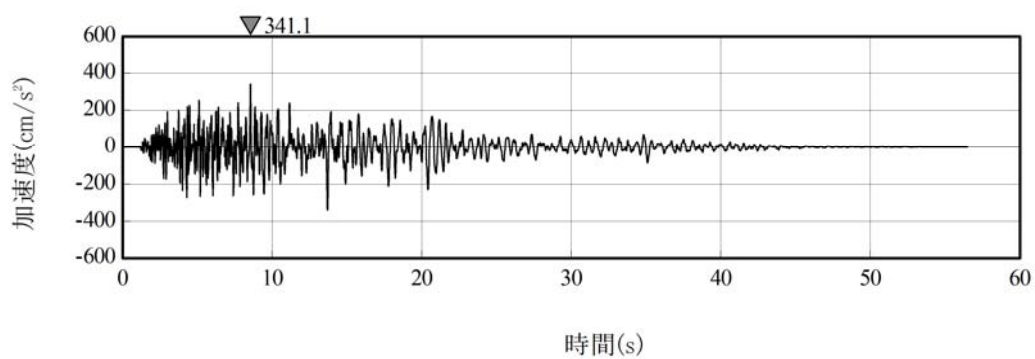




(a) NS方向

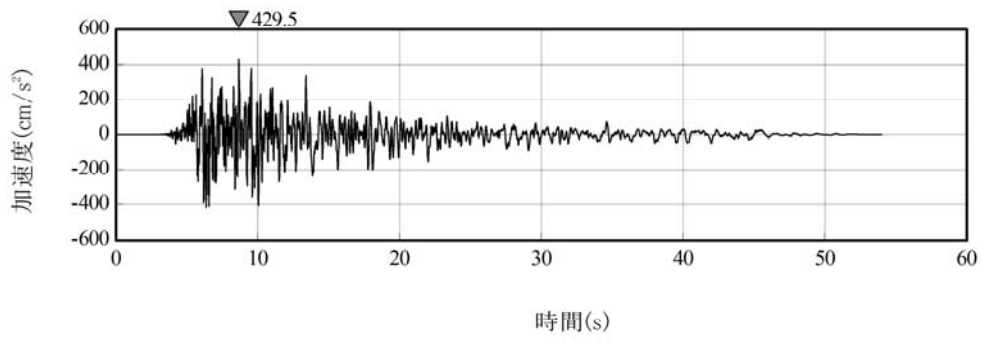


(b) EW方向

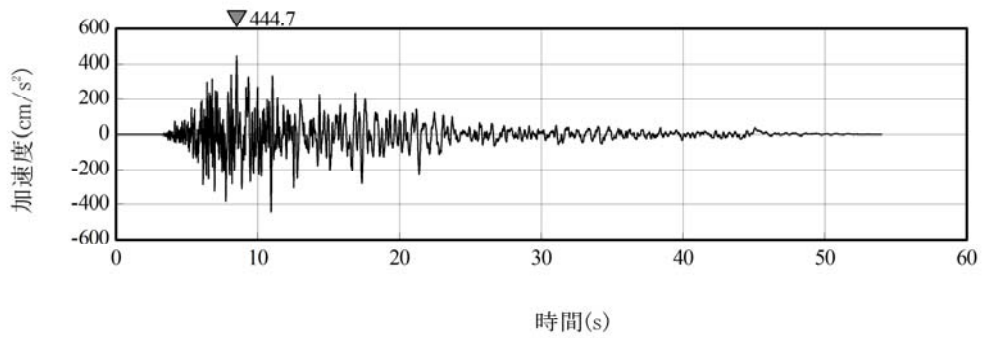


(c) UD方向

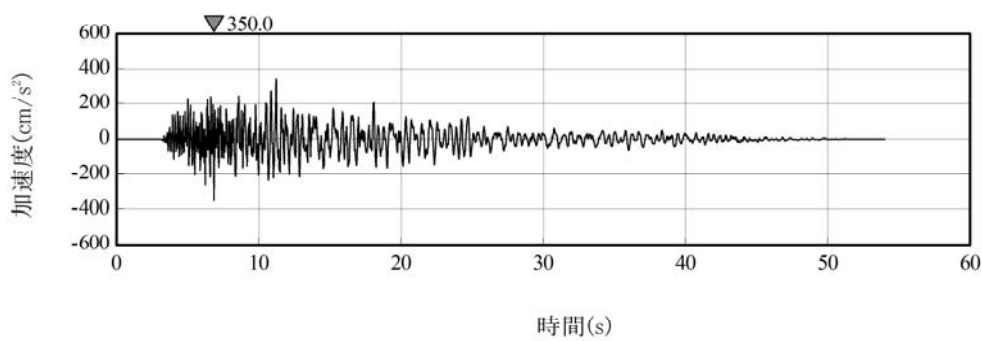
第4図(2) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 1 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

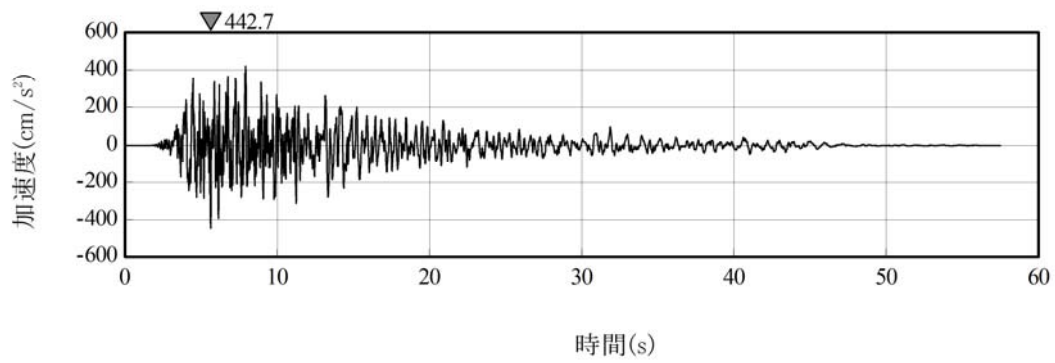


(b) EW方向

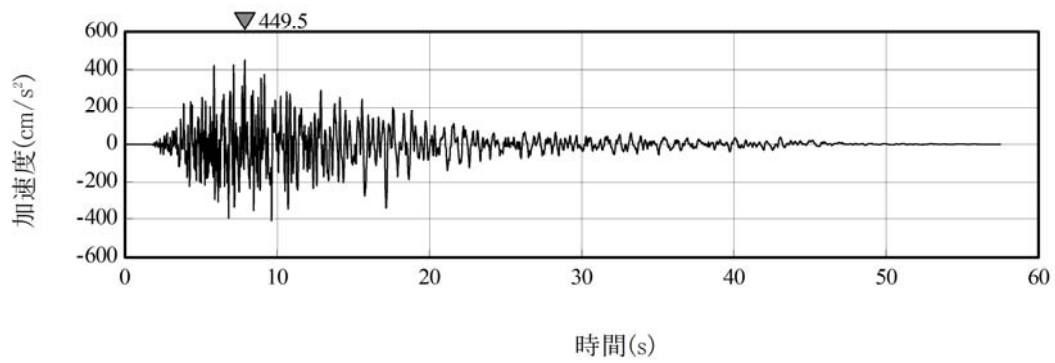


(c) UD方向

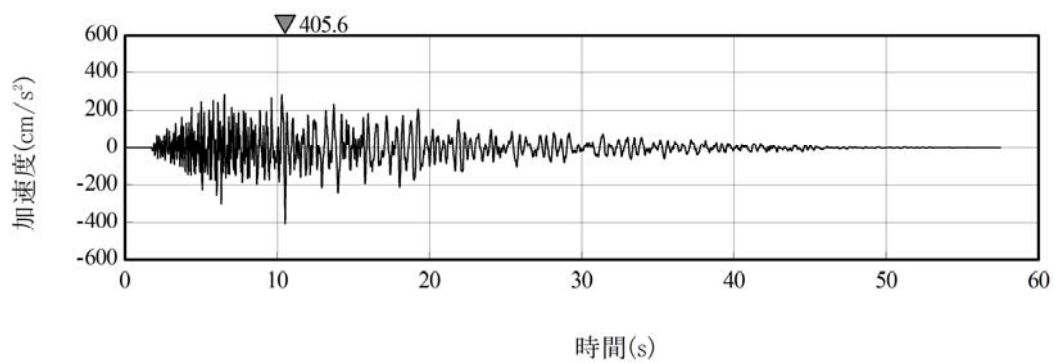
第4図(3) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 2 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

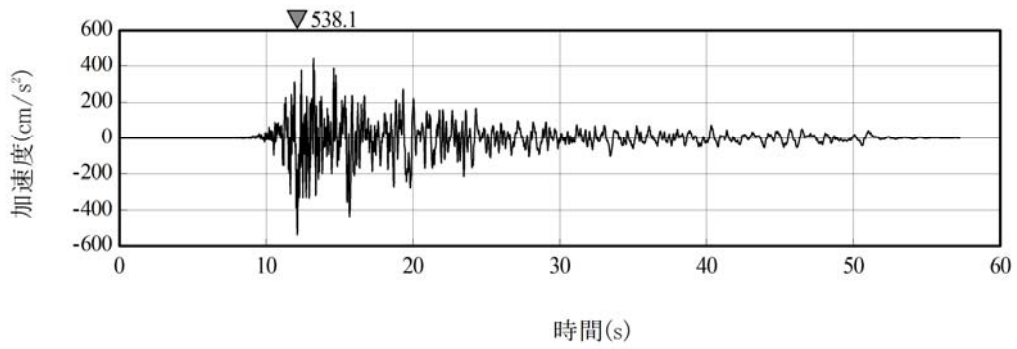


(b) EW方向

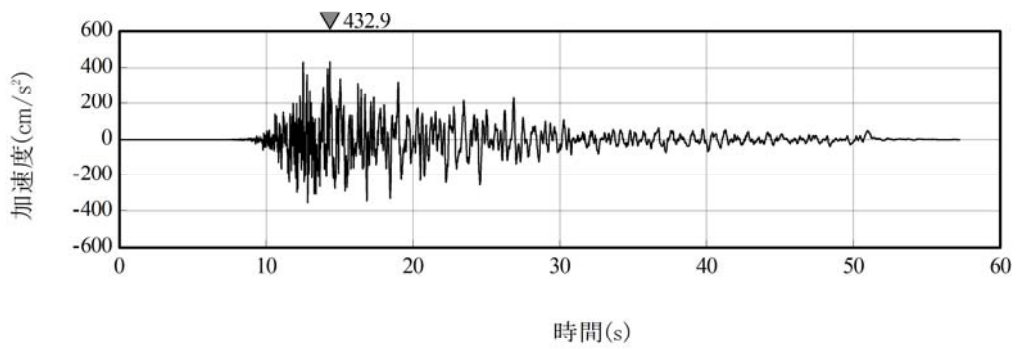


(c) UD方向

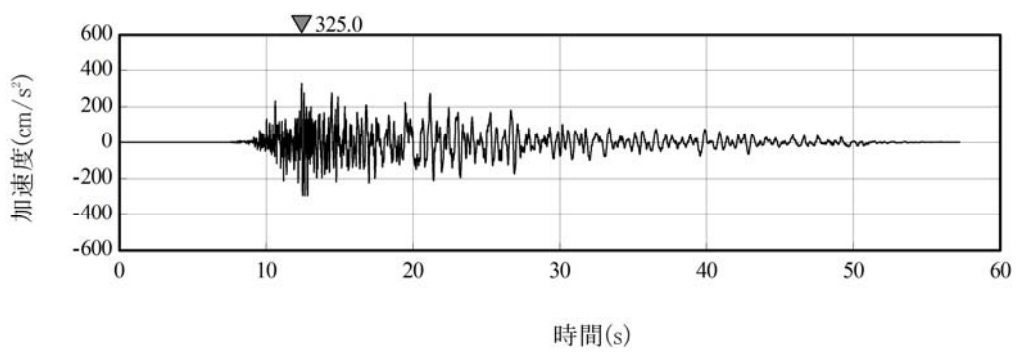
第4図(4) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B3 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

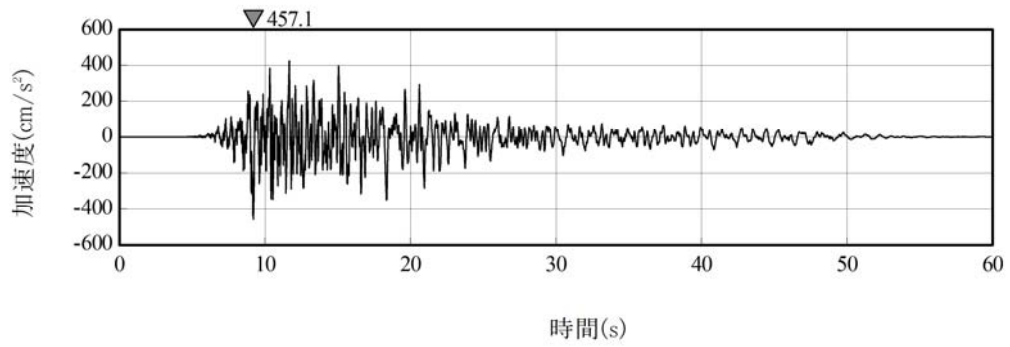


(b) EW方向

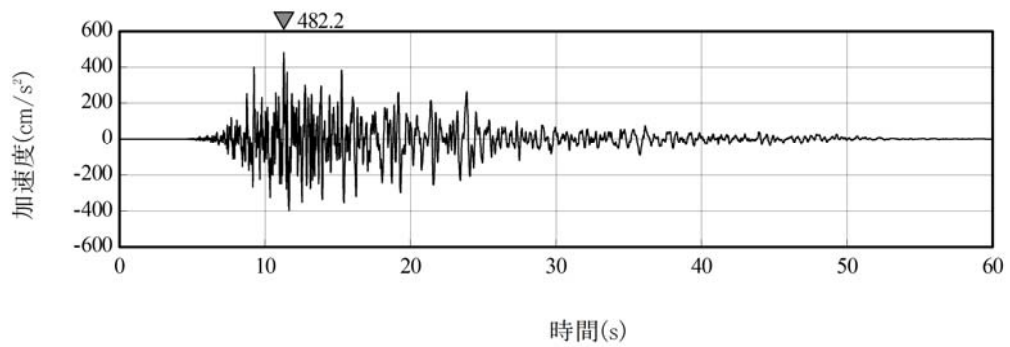


(c) UD方向

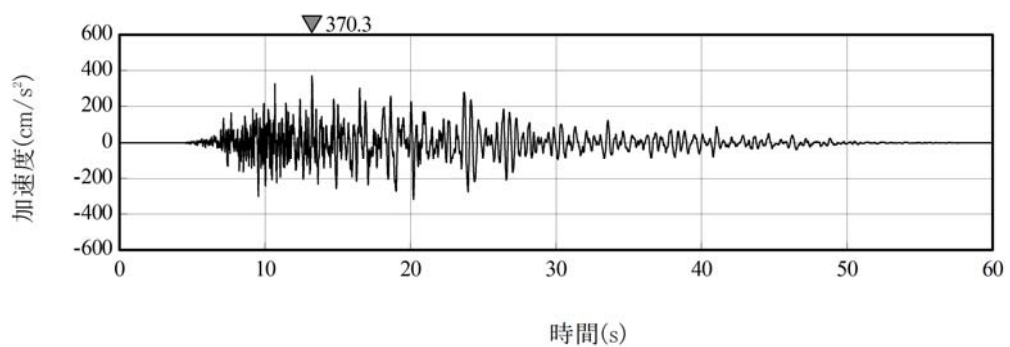
第4図(5) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B 4 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

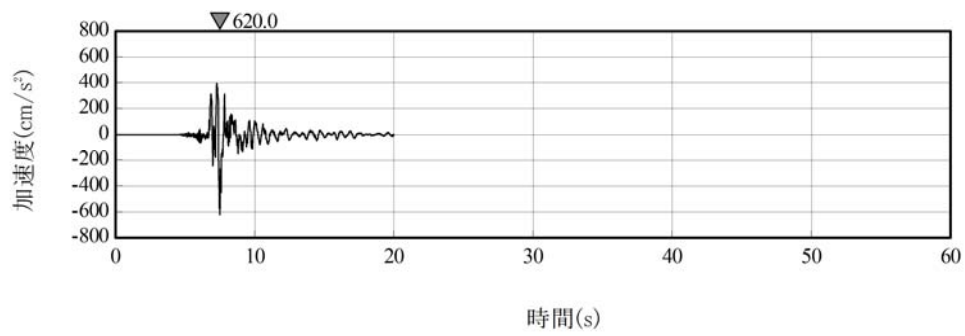


(b) EW方向

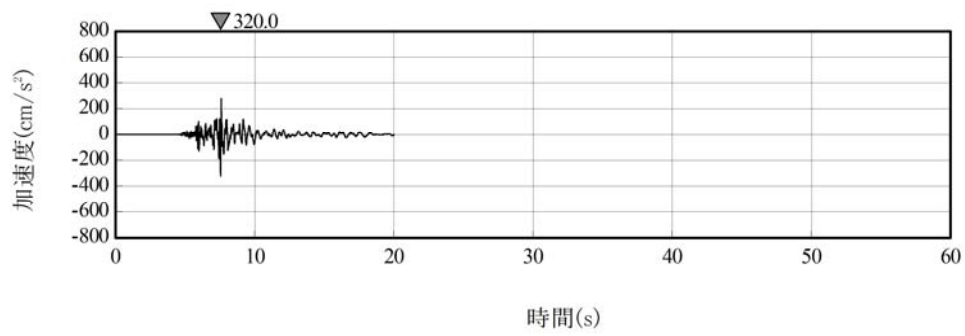


(c) UD方向

第4図(6) 基準地震動 S<sub>s</sub>-B5 の加速度時刻歴波形

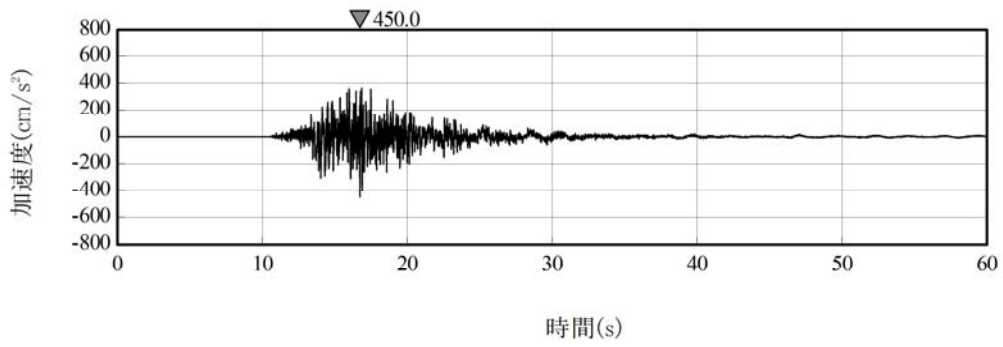


(a) 水平方向

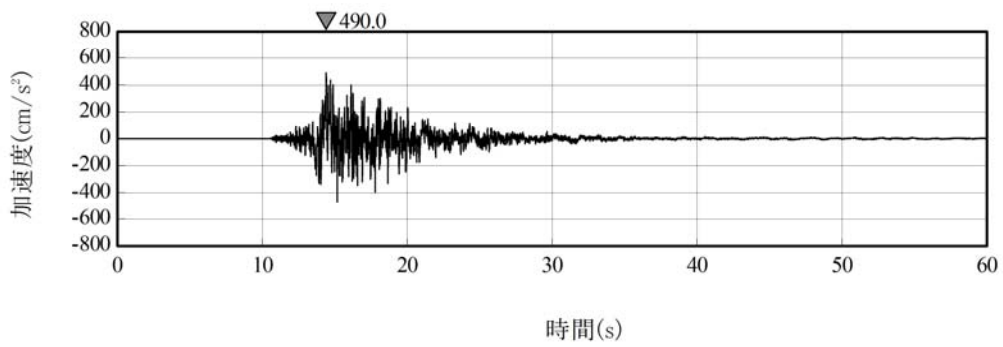


(b) 鉛直方向

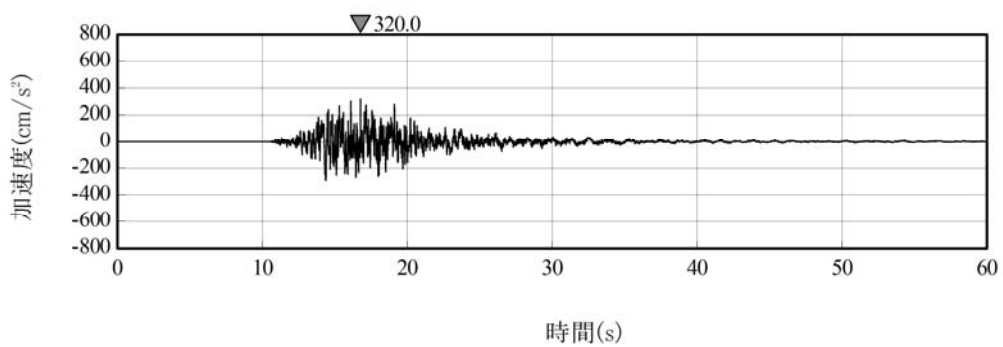
第 4 図 ( 7 ) 基準地震動 S<sub>s</sub> - C 1 の加速度時刻歴波形



(a) ダム軸方向

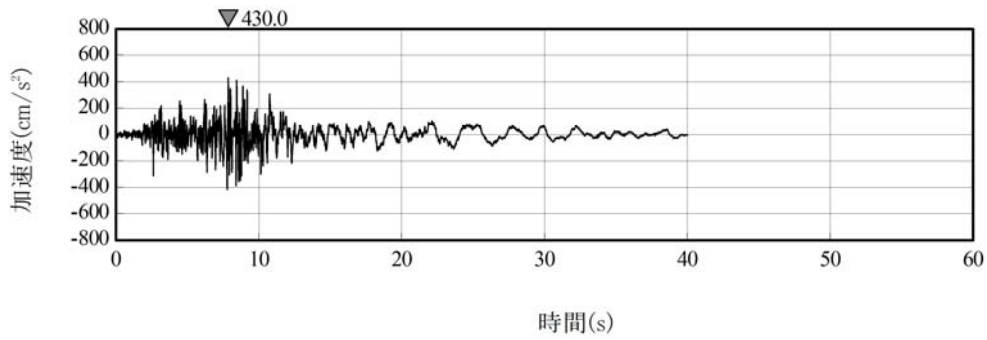


(b) 上下流方向

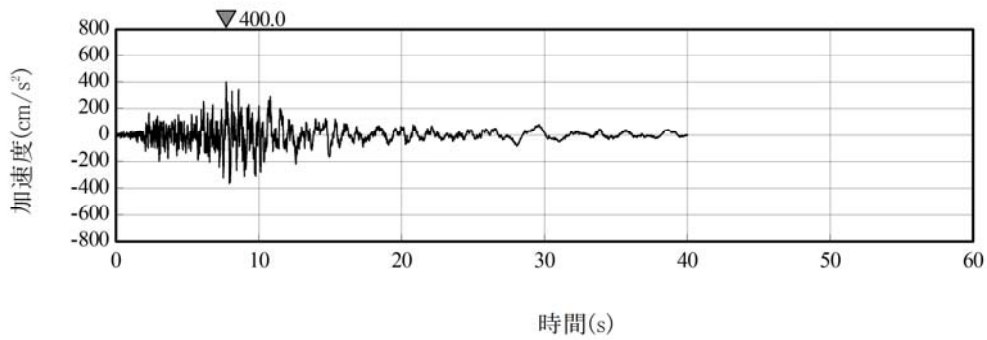


(c) 鉛直方向

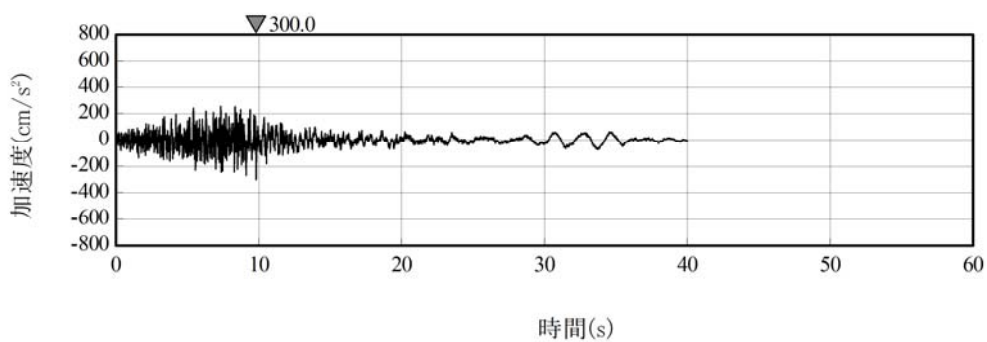
第4図(8) 基準地震動 S<sub>S</sub>-C 2 の加速度時刻歴波形



(a) NS方向



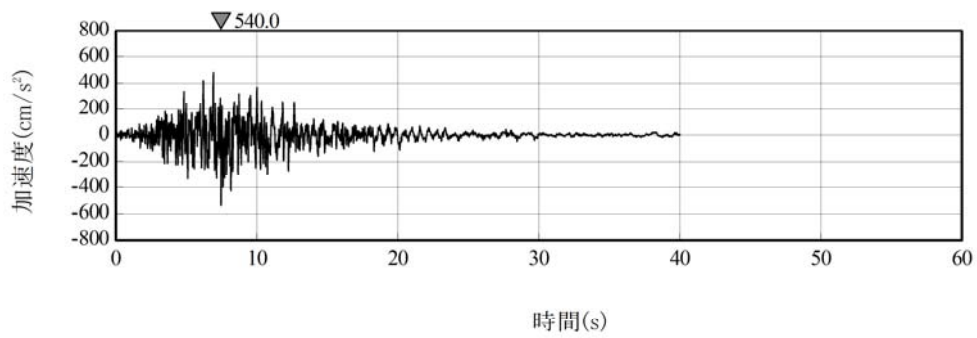
(b) EW方向



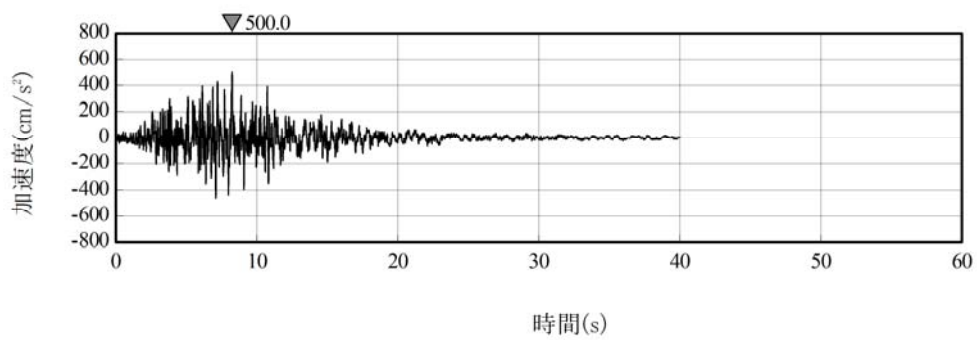
(c) UD方向

第4図(9) 基準地震動 S<sub>s</sub>-C3 の加速度時刻歴波形





(a) NS方向



(b) EW方向

第 4 図 (10) 基準地震動  $S_s - C 4$  の加速度時刻歴波形

## 2. 耐震設計

MOX燃料加工施設の耐震設計は、事業許可基準規則に適合するように、「2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計」に従って行う。

### 2. 1 安全機能を有する施設の耐震設計

#### 2. 1. 1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針

- (1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。
- (2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。
- (3) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、Sクラスの施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。
- (4) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。
- (5) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持す

ることができる地盤に設置する。

- (6) Sクラスの施設に対し、静的地震力は、水平方向と鉛直方向が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて作用するものとする。
- (7) Sクラスの施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。
- (8) 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、安全上重要な施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 2 耐震設計上の重要度分類

安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、事業許可基準規則の解釈別記3に基づき、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。

また、以下の施設については、事業許可基準規則の要求事項に照らし、当該設備に求められる安全機能の重要度に応じた耐震クラスとする。

均一化混合装置は、安全上重要な施設の区分見直しのとおり、当該設備は閉じ込め機能を有するものではないことから、旧申請書等でSクラスとしていたものをBクラスとする。

### 【第14条：安全機能を有する施設 整理資料 補足説明資料3-1】

グローブボックスのうち、MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックスは、グローブボックスが複数の部屋をまたいで連結した構造となっている加工施設の特徴及び設計基準事故等への対処を考慮し、旧申請書等でBクラスとしていたものをSクラスとする。

小規模焼結処理装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備であることから、旧申請書等でB\*クラスとしていたものをSクラスとする（「B\*」は、混合ガスによる爆発を防止するため、直接支持構造物を含めて構造強度上Sクラスとし、間接支持構造物の支持機能を基準地震動により確認することを示す。）。

小規模焼結炉排ガス処理装置は、安全上重要な施設の区分見直しのとおり、小規模焼結処理装置の換気設備とすることから、旧申請書等でBクラスとしていたものをSクラスとする。

水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模

焼結処理系)は、設計基準事故等への対処を考慮し、旧申請書等でCクラスとしていたものをSクラスとする。

【補足説明資料2-8】

工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は、安全上重要な施設の範囲を見直したことから、旧申請書等でCクラスとしていた範囲のうち、安全上重要な施設と見直した範囲をSクラスとする。

【補足説明資料2-9】

分析設備、消火設備等、旧申請書等において主要設備としての具体的な記載がなかった設備について、記載を明確にする。

【補足説明資料2-6】

## (1) 耐震重要度による分類

### a. Sクラスの施設

自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に放散するおそれのある施設、放射性物質を外部に放散するおそれのある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に、外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。

### b. Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設。

### c. Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般

産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

(2) クラス別施設

上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。

a. Sクラスの施設

(a) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器（以下、「グローブボックス等」という。）であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設

i. 粉末調整工程のグローブボックス

ii. ペレット加工工程のグローブボックス（排ガス処理装置グローブボックス（下部）、ペレット立会検査装置グローブボックス及び一部のペレット保管容器搬送装置を収納するグローブボックスを除く。）

iii. 焼結設備のうち、以下の設備・機器

(i) 焼結炉（焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。）

(ii) 排ガス処理装置

iv. 貯蔵施設のグローブボックス

v. 小規模試験設備のグローブボックス

vi. 小規模試験設備のうち、以下の設備・機器

(i) 小規模焼結処理装置（小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。）

(ii) 小規模焼結炉排ガス処理装置

(b) 上記(a)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放

散を抑制するための設備・機器

i. グローブボックス排気設備のうち、以下の設備・機器

(i) 安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機後の手動ダンパまでの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲

また、SクラスとBクラス以下のダクトの取合いは、手動ダンパ又は弁の設置によりBクラス以下の排気設備の破損によってSクラスの排気設備に影響を与えないように設計する。

(ii) グローブボックス排気フィルタ (安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)

(iii) グローブボックス排気フィルタユニット

(iv) グローブボックス排風機 (排気機能の維持に必要な回路を含む。)

ii. 工程室排気設備のうち、以下の設備・機器

(i) 安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機後の手動ダンパまでの範囲

また、SクラスとBクラス以下のダクトの取合いは、手動ダンパの設置によりBクラス以下の排気設備の破損によってSクラスの排気設備に影響を与えないように設計する。

(ii) 工程室排気フィルタユニット

(iii) 工程室排風機 (排気機能の維持に必要な回路を含む。)

(c) 上記(a)及び(b)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設

- i. 非常用所内電源設備のうち，以下の設備・機器
  - (i) 非常用発電機（発電機能を維持するために必要な範囲）
  - (ii) 非常用直流電源設備
  - (iii) 非常用無停電電源装置
  - (iv) 非常用配電設備
- (d) その他の施設
  - i. 火災防護設備のうち，以下の設備・機器
    - (i) グローブボックス温度監視装置
    - (ii) グローブボックス消火装置（安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲）
    - (iii) 延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）※
  - ※ 焼結炉を設置するペレット加工第2室及び小規模焼結炉を設置する分析第3室の火災区域を形成する範囲に限る。
  - ii. 水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系）
- b. Bクラスの施設
  - (a) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）
    - i. MOXを取り扱う設備・機器（ただし，放射性物質の環境への放散のおそれのない装置類又は内蔵量の非常に小さい装置類を除く。）



- ii. MOXを取り扱う設備・機器（ただし、放射性物質の環境への放散のおそれのない装置類又は内蔵量の非常に小さい装置類を除く。）
  - iii. Sクラスのグローブボックス以外のグローブボックス（ただし、選別・保管設備及び燃料棒加工工程の一部のグローブボックスを除く。）
- (b) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器
- i. グローブボックス排気設備のうち、Bクラスのグローブボックス等からSクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びBクラスのグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲
  - ii. 窒素循環設備のうち、以下の設備・機器
    - (i) 窒素循環ダクトのうち、窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）を循環する経路
    - (ii) 窒素循環ファン
    - (iii) 窒素循環冷却機
- (c) その他の施設
- i. 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽
- c. Cクラスの施設
- 上記Sクラス及びBクラスに属さない施設
- (3) 耐震重要度分類上の留意事項
- a. 核燃料物質を燃料加工建屋内に閉じ込める基本方針のもと、MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックスの耐震重要度分類を

Sクラスとする。

- b. 燃料加工建屋の耐震設計について、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。
- c. 一時保管ピット，原料MOX粉末缶一時保管装置，粉末一時保管装置，ペレット一時保管棚，スクラップ貯蔵棚，製品ペレット貯蔵棚，燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは，核燃料物質を取り扱うという観点からBクラスとする。また，容器等が相互に影響を与えないようにするために，十分な構造強度を持たせることとし，基準地震動による地震力に対して弾性範囲で耐えるように設計する。
- d. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管，サンプリング配管及び計装用の配管のうち，明らかに放射性物質の取扱量が少ない配管は，設備のバウンダリを構成している範囲を除き，下位の分類とする。
- e. 安全上重要な施設として選定する構築物は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。

具体的には，原料受払室，原料受払室前室，粉末調整第1室，粉末調整第2室，粉末調整第3室，粉末調整第4室，粉末調整第5室，粉末調整第6室，粉末調整第7室，粉末調整室前室，粉末一時保管室，点検第1室，点検第2室，ペレット加工第1室，ペレット加工第2室，ペレット加工第3室，ペレット加工第4室，ペレット加工室前室，ペレット一時保管室，ペレット・スクラップ

貯蔵室，点検第3室，点検第4室，現場監視第1室，現場監視第2室，スクラップ処理室，スクラップ処理室前室及び分析第3室で構成する区域の境界の壁及び床について，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。

- f. 貯蔵施設を取り囲む壁，天井及びこれらと接続している柱，梁並びに地上1階以上の外壁は，遮蔽機能を有するためBクラスとする。
- g. 工程室の耐震壁の開口部周辺が，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して，弾性範囲を超える場合であっても，排気設備との組合せで，閉じ込め機能を確保できることからこれを許容する。
- h. 貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は，Bクラスとする。
- i. 窒素循環設備のうち，Sクラスのグローブボックスを循環する経路については，基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。

**【補足説明資料2-9】**

上記に基づくクラス別施設を添5第21表に示す。

**【補足説明資料2-1】**

## 2. 1. 3 地震力の算定法

安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。

### 2. 1. 3. 1 静的地震力

静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を以下に示す。

項目	耐震重要度分類	静的地震力	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	$Kh(3.0Ci)^{(\text{注}1)}$	$Kv(1.0Cv)^{(\text{注}2)}$
	B	$Kh(1.5Ci)$	—
	C	$Kh(1.0Ci)$	—
設備・機器	S	$Kh(3.6Ci)^{(\text{注}3)}$	$Kv(1.2Cv)^{(\text{注}4)}$
	B	$Kh(1.8Ci)$	—
	C	$Kh(1.2Ci)$	—

(注1)  $Kh(3.0Ci)$ は、 $3.0Ci$  より定まる建物・構築物の水平地震力。

$Ci$  は下式による。

$$Ci = Rt \cdot Ai \cdot Co$$

$Rt$  : 振動特性係数

$Ai$  :  $Ci$  の分布係数

$Co$  : 標準せん断力係数

(注2)  $Kv(1.0Cv)$ は、 $1.0Cv$  より定まる建物・構築物の鉛直地震力。

$C_v$  は下式による。

$$C_v = 0.3 \cdot R_t$$

$R_t$  : 振動特性係数

(注3)  $K_h(3.6C_i)$ は、 $3.6C_i$  より定まる設備・機器の水平地震力。

(注4)  $K_v(1.2C_v)$ は、 $1.2C_v$  より定まる設備・機器の鉛直地震力。

#### (1) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数  $C_i$  に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_0$  を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数  $C_i$  に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数  $C_0$  は1.0以上とする。

Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力

は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

## (2) 設備・機器

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 $C_i$ に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記(1)及び(2)の標準せん断力係数 $C_0$ の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。

### 【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 3. 2 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設の設計に適用することとする。

基準地震動による地震力は、基準地震動から求める入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

また、弾性設計用地震動による地震力は、弾性設計用地震動から求める入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。

ここで、基準地震動に乗じる係数は、工学的判断として、原子炉

施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえた値とする。また、再処理施設と共用する施設に、基準地震動及び弾性設計用地震動を適用して耐震設計を行うものがあるため、設計に一貫性をとることを考慮し、基準地震動との応答スペクトルの比率は再処理施設と同様とする。

具体的には、工学的判断により基準地震動 $S_s - A$ に対して係数0.52を乗じた地震動、基準地震動 $S_s - B 1$ から $B 5$ 及び基準地震動 $S_s - C 1$ から $C 4$ に対して係数0.5を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。

また、建物・構築物及び設備・機器ともに同じ値を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。

弾性設計用地震動の応答スペクトルを添5第12図に、弾性設計用地震動の加速度時刻歴波形を添5第13図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を添5第14図及び添5第15図に示す。

弾性設計用地震動 $S_d - A$ 及び $S_d - B 1$ から $B 5$ の年超過確率はおおむね $10^{-3}$ から $10^{-4}$ 程度、 $S_d - C 1$ から $C 4$ の年超過確率はおおむね $10^{-3}$ から $10^{-5}$ 程度である。

なお、Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を以下に示す。

項目	耐震 重要度分類	動的地震力	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	$K_h(S_s)^{(\text{注}1)}$ $K_h(S_d)^{(\text{注}2)}$	$K_v(S_s)^{(\text{注}3)}$ $K_v(S_d)^{(\text{注}4)}$
	B	$K_h(S_d/2)^{(\text{注}5)}$	$K_v(S_d/2)^{(\text{注}6)}$
	C	—	—
設備・機器	S	$K_h(S_s)^{(\text{注}1)}$ $K_h(S_d)^{(\text{注}2)}$	$K_v(S_s)^{(\text{注}3)}$ $K_v(S_d)^{(\text{注}4)}$
	B	$K_h(S_d/2)^{(\text{注}5)}$	$K_v(S_d/2)^{(\text{注}6)}$
	C	—	—

(注1)  $K_h(S_s)$ は、水平方向の基準地震動に基づく水平地震力。

(注2)  $K_h(S_d)$ は、水平方向の弾性設計用地震動に基づく水平地震力。

(注3)  $K_v(S_s)$ は、鉛直方向の基準地震動に基づく鉛直地震力。

(注4)  $K_v(S_d)$ は、鉛直方向の弾性設計用地震動に基づく鉛直地震力。

(注5)  $K_h(S_d/2)$ は、水平方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく水平地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

(注6)  $K_v(S_d/2)$ は、鉛直方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく鉛直地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

【補足説明資料2-1, 2-2】



## (1) 入力地震動

地質調査の結果によれば，重要なMOX燃料加工施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な拵がりをもって存在することが確認されている。

解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のS波速度が700m/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。

基準地震動は，解放基盤表面で定義する。

建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また，必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。

【補足説明資料2-3】

## (2) 動的解析法

### a. 建物・構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。

建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎地盤の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は，原則として，

弾性波試験によるものを用いる。

地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。

基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、洞道と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び洞道の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、洞道と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と洞道の非線形性を考慮して適切に設定する。

#### b. 設備・機器

機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。

なお、剛性の高い設備・機器は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。

動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果を考慮して適切な値を定める。

【補足説明資料2-4】

### 2. 1. 3. 3 波及的影響の確認に適用される設計用地震力

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

## 2. 1. 4 荷重の組合せと許容限界

安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

### 2. 1. 4. 1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

#### (1) 建物・構築物

##### a. 通常時の状態

MOX燃料加工施設が運転している状態。

##### b. 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。

#### (2) 設備・機器

##### a. 通常時の状態

MOX燃料加工施設の運転が計画的に行われた場合であって、インターロック又は警報が設置されている場合は、圧力及び温度がインターロック又は警報の設定値以内にある状態。

##### b. 設計基準事故時の状態

当該状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 4. 2 荷重の種類

### (1) 建物・構築物

- a. MOX燃料加工施設のおかれている状態に係らず通常時に作用している固定荷重，積載荷重及び土圧
- b. 積雪荷重及び風荷重

ただし，通常時に作用している荷重には，設備・機器から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧及び設備・機器からの反力が含まれるものとする。

### (2) 設備・機器

- a. 通常時に作用している荷重
- b. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

ただし，各状態において施設に作用する荷重には，死荷重（自重）が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。

【補足説明資料2-1】

【補足説明資料2-7】

## 2. 1. 4. 3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

### (1) 建物・構築物

Sクラスの建物・構築物について，基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重及び土圧），積雪荷重及び風荷重とする。Sクラス，Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について，基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重

は、通常時に作用している荷重及び積雪荷重とする。

## (2) 設備・機器

Sクラスの設備・機器について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重とする。Bクラスの設備・機器について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重とする。Cクラスの設備・機器について、静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重とする。なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。

## (3) 荷重の組合せ上の留意事項

- a. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。
- c. 設計基準事故時（以下、本項目では「事故等」という。）に生ずるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせることを考慮する。
- d. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪

による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。

- e. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。

【補足説明資料2-1】

【補足説明資料2-7】

#### 2. 1. 4. 4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。

##### (1) 建物・構築物

##### a. Sクラスの建物・構築物

##### (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。

なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

##### (b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する

応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

b. Bクラス及びCクラス施設の建物・構築物

上記 a. (b)による許容応力度を許容限界とする。

c. 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。

(2) 設備・機器

a. Sクラスの設備・機器

(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。

(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

b. Bクラス及びCクラスの設備・機器

上記 a. (b)による応力を許容限界とする。

c. 動的機器

地震時及び地震後に動作を要求される設備・機器については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。



### (3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生ずる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。

【補足説明資料2-1， 2-5】

## 2. 1. 5 設計における留意事項

### 2. 1. 5. 1 波及的影響

耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下、「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体をふかんだ調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。

なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。

#### (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

##### a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

##### b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

#### (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 5. 2 一関東評価用地震動（鉛直）

基準地震動 $S_s-C4$ は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下、「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる。

一関東評価用地震動（鉛直）は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比

3分の2を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波により厳しい評価となるように振幅調整した地震動を一関東評価用地震動（鉛直）とする。

また、弾性設計用地震動Sd-C4についても、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、上記で設定した一関東評価用地震動（鉛直）に0.5を乗じた地震動を用いる。

一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを添5第16図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を添5第17図に示す。

【補足説明資料2-1】

## 2. 1. 6 主要施設の耐震構造

### 2. 1. 6. 1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道

燃料加工建屋は、地上2階、地下3階の鉄筋コンクリート造の建物で、堅固な基礎盤上に設置する。建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

貯蔵容器搬送用洞道は、鉄筋コンクリート造で剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

### 2. 1. 6. 2 グローブボックス

グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接及びボルト締結により加工した構造の設備であり、支持構造物を建物の床等に固定することで耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。

### 2. 1. 6. 3 間接支持構造物

間接支持構造物については、支持する主要設備等と同様の設計とする。

添5第21表 クラス別施設（1／20）

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4) (注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス (注6)	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
S	1) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設	成形施設	粉末調整工程のグローブボックス 原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス 原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス 予備混合装置グローブボックス 一次混合装置グローブボックス 一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス 原料MOX分析試料採取装置グローブボックス 分析試料採取・詰替装置グローブボックス 回収粉末処理・詰替装置グローブボックス 回収粉末微粉砕装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス 再生スクラップ受払装置グローブボックス 容器移送装置グローブボックス 原料粉末搬送装置グローブボックス 再生スクラップ搬送装置グローブボックス 添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス 調整粉末搬送装置グローブボックス	S S			設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (2/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
S	1) MOXを非密封 で取り扱う設備・機 器を収納するグロー ブボックス及びグロー ブボックスと同等 の閉じ込め機能を必 要とする設備・機器 であって、その破損 による公衆への放射 線の影響が大きい施 設  (つづき)	成形施設	ペレット加工工程のグローブボックス	S			設備・機器の支持構 造物	S	燃料加工建屋
			プレス装置 (粉末取扱部) グローブボックス	S					
			プレス装置 (プレス部) グローブボックス	S					
グリーンペレット積込装置グローブボックス	S								
空焼結ボート取扱装置グローブボックス	S								
焼結ボート供給装置グローブボックス	S								
焼結ボート取出装置グローブボックス	S								
排ガス処理装置グローブボックス (上部)	S								
焼結ペレット供給装置グローブボックス	S								
研削装置グローブボックス	S								
研削粉回収装置グローブボックス	S								
ペレット検査設備グローブボックス	S								
焼結ボート搬送装置グローブボックス	S								
ペレット保管容器搬送装置グローブボックス <sup>(注7)</sup>	S								
回収粉末容器搬送装置グローブボックス	S								
焼結設備		非常用所内電源設 備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器の支持構 造物	S	燃料加工建屋			
焼結炉 <sup>(注8)</sup>	S								
排ガス処理装置	S								
貯蔵施設	貯蔵施設のグローブボックス			設備・機器の支持構 造物	S	燃料加工建屋			
	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	S							
	粉末一時保管装置グローブボックス	S							
	ペレット一時保管棚グローブボックス	S							
	焼結ボート受渡装置グローブボックス	S							
	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	S							
	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	S							
	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	S							
	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	S							

添5第21表 クラス別施設 (3/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>	
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
S	1) MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設	その他加工設備の附属施設	小規模試験設備のグローブボックス	S			設備・機器支持構造物	S	燃料加工建屋	
			小規模粉末混合装置グローブボックス	S						
				小規模プレス装置グローブボックス	S					
				小規模焼結処理装置グローブボックス	S					
				小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	S					
				小規模研削検査装置グローブボックス	S					
			資材保管装置グローブボックス	S						
			小規模試験設備	S	非常用所内電源設備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器支持構造物	S	燃料加工建屋	
			小規模焼結処理装置 <sup>(注10)</sup>	S						
			小規模焼結炉排ガス処理装置	S						
	2) 上記1)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放射線を抑制するための設備・機器	放射性廃棄物の廃棄施設	工程室排気設備	S	非常用所内電源設備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器支持構造物	S	燃料加工建屋	
工程室排風機 <sup>(注11)</sup>										
グローブボックス排気設備			S							
グローブボックス排風機 <sup>(注11)</sup>										
			工程室排気設備	S						
			工程室排気設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機後の手動ダンパまでの範囲	S						
			工程室排気フィルタユニット	S						
			グローブボックス排気設備	S						
			グローブボックス排気設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機後の手動ダンパまでの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲							
			グローブボックス排気フィルタ <sup>(注12)</sup>	S						
			グローブボックス排気フィルタユニット	S						



添5第21表 クラス別施設（4／20）

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
S	4) その他の施設	その他加工設備の 附属施設	火災防護設備 グローブボックス温度監視装置 グローブボックス消火装置 <sup>(注13)</sup> 延焼防止ダンパ <sup>(注14)</sup> 水素・アルゴン混合ガス設備 <sup>(注15)</sup>	S S S S	非常用所内電源設 備 <sup>(注9)</sup>	S	設備・機器の支持構 造物	S	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (5/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)	成形施設	ペレット加工工程のグローブボックス 排ガス処理装置グローブボックス(下部) ペレット立会検査装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボックス <sup>(注16)</sup> 貯蔵容器受入設備 受渡ピット 受渡天井クレーン 保管室クレーン 貯蔵容器検査装置	B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
			貯蔵容器受入設備 洞道搬送台車	B			設備・機器の支持構造物	B	貯蔵容器搬送洞道



添5第21表 クラス別施設 (7/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。) (つづき)	成形施設	焼結設備 焼結ボート供給装置 焼結ボート取出装置 研削設備 焼結ペレット供給装置 研削装置 研削粉回収装置 ペレット検査設備 外観検査装置 寸法・形状・密度検査装置 仕上がりペレット収容装置 ペレット立会検査装置 ペレット加工工程搬送設備 焼結ボート搬送装置 ペレット保管容器搬送装置 回収粉末容器搬送装置	B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
		被覆施設	燃料棒加工工程のグローブボックス スタック編成設備グローブボックス 空乾燥ボート取扱装置グローブボックス 乾燥ボート供給装置グローブボックス 乾燥ボート取出装置グローブボックス スタック供給装置グローブボックス 挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス 挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス 除染装置グローブボックス 燃料棒解体装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボックス 乾燥ボート搬送装置グローブボックス	B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋





添5第21表 クラス別施設 (10/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。 (つづき)	貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 <sup>(注18)</sup> スクラップ保管容器入庫装置 スクラップ保管容器受渡装置 製品ペレット貯蔵設備 製品ペレット貯蔵棚 <sup>(注18)</sup> ペレット保管容器入庫装置 ペレット保管容器受渡装置 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚 <sup>(注18)</sup> 貯蔵マガジン入庫装置 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵チャンネル <sup>(注18)</sup>	B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
		その他加工設備の附属施設	分析設備のグローブボックス 受払装置グローブボックス 分析装置グローブボックス 受払・分配装置グローブボックス 試料溶解・調製装置グローブボックス スパイク試料調製装置グローブボックス スパイキング装置グローブボックス イオン交換装置グローブボックス 試料塗布装置グローブボックス α線測定装置グローブボックス γ線測定装置グローブボックス 蛍光X線分析装置グローブボックス プルトニウム含有率分析装置グローブボックス 質量分析装置グローブボックス 収去試料受払装置グローブボックス 収去試料調製装置グローブボックス 分配装置グローブボックス 塩素・フッ素分析装置グローブボックス O/M比測定装置グローブボックス 水分分析装置グローブボックス 炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス E PMA分析装置グローブボックス ICP-発光分光分析装置グローブボックス	B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (11/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能が必要とする設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)	その他加工設備の附属施設	分析設備のグローブボックス(つづき) ICP-質量分析装置グローブボックス 水素分析装置グローブボックス 蒸発性不純物測定装置グローブボックス 粉末物生測定装置グローブボックス 金相試験装置グローブボックス プルトニウムスポット検査装置グローブボックス 液浸密度測定装置グローブボックス 熱分析装置グローブボックス ペレット溶解性試験装置グローブボックス X線回折測定装置グローブボックス 搬送装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液中和固液分離グローブボックス 放射能濃度分析グローブボックス ろ過・第1活性炭処理グローブボックス 第2活性炭・吸着処理グローブボックス 分析設備 分析済液処理装置 <sup>(注19)</sup>	B B B B B B B B B B B B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
			小規模試験設備 小規模粉末混合装置 小規模プレス装置 小規模研削検査装置 資材保管装置	B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋
	2) 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器	放射性廃棄物の廃棄施設	グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち、BクラスのグローブボックスからSクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びBクラスのグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲 窒素循環設備 <sup>(注20)</sup> 窒素循環ダクトのうち、窒素雰囲気型グローブボックス(窒素循環型)を循環する経路 窒素循環ファン 窒素循環冷却機	B  B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋



添5第21表 クラス別施設 (12/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	成形施設	原料粉末受入工程のオープンポートボックス 外蓋着脱装置オープンポートボックス 貯蔵容器受払装置オープンポートボックス ウラン粉末払出装置オープンポートボックス ウラン受入設備 ウラン粉末缶受払移載装置 ウラン粉末缶受払搬送装置 原料粉末受払設備 外蓋着脱装置 ウラン粉末払出装置 二次混合設備 ウラン粉末秤量・分取装置	C C C  C C  C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		被覆施設	燃料棒加工工程のグローブボックス 溶解試料前処理装置グローブボックス 燃料棒加工工程のオープンポートボックス 被覆管供給装置オープンポートボックス 部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス 部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス 汚染検査装置オープンポートボックス 燃料棒搬入オープンポートボックス 溶解試料前処理装置オープンポートボックス 挿入溶解設備 被覆管乾燥装置 被覆管供給装置 部材供給装置(部材供給部) 部材供給装置(部材搬送部) 燃料棒解体設備 溶解試料前処理装置	C C C C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		組立施設	燃料集合体組立設備 スケルトン組立装置 梱包・出荷設備 保管室天井クレーン	C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (13/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (つづき)	貯蔵施設	ウラン貯蔵設備 ウラン粉末缶入出庫装置 燃料棒貯蔵設備 ウラン燃料棒収容装置	C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		放射性廃棄物の廃棄施設	建屋排気設備 工程室排気設備 工程室排気設備のうち、Sクラス以外の範囲 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち、Sクラス及びBクラス以外の範囲 窒素循環設備 窒素循環ダクトのうち、Bクラス以外の範囲 給気設備 給気ダクト 給気フィルタユニット 送風機 C1、C2系コイルユニット C3系コイルユニット 加湿系コイルユニット 冷却系コイルユニット 排気筒 低レベル廃液処理設備のオープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス 吸着処理オープンポートボックス 低レベル廃液処理設備 検査槽 床ドレン回収槽 廃液貯槽 ろ過処理装置 吸着処理装置	C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (14/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (つづき)	放射線管理施設	放射線監視設備 エリアモニタ ダストモニタ エアスニファ 放射能測定設備 フード 出入管理設備 退出モニタ 排気モニタリング設備 排気モニタ 臨界検知用ガスモニタ 放出管理分析設備 フード 環境モニタリング設備 モニタリングポスト ダストモニタ	C C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋
		その他加工設備の附属施設	自動火災報知設備 <sup>(注21)</sup> 火災状況確認用温度計(グローブボックス外火災用) <sup>(注22)</sup> 火災状況確認用カメラ <sup>(注22)</sup> 工程室局所消火装置 <sup>(注22)</sup> 工程室火災対処配管 <sup>(注22)</sup>	C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋





添5第21表 クラス別施設 (17/20)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (つづき)	その他加工設備の 附属施設	冷却水設備 <sup>(注27)</sup> 給排水衛生設備 <sup>(注27)</sup> 空調用冷水設備 <sup>(注27)</sup> 空調用蒸気設備 <sup>(注27)</sup> 窒素循環用冷却水設備 <sup>(注27)</sup> 水素・アルゴン混合ガス設備 <sup>(注27)(注28)</sup> アルゴンガス設備 ヘリウムガス設備 窒素ガス設備 水素ガス設備 酸素ガス設備 圧縮空気供給設備 非管理区域換気空調設備 グローブボックス負圧・温度監視設備 受変電設備 常用所内電源設備 燃料油供給設備 荷役設備 入出庫クレーン 設備搬入用クレーン エレベータ 垂直搬送機	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋

添5第21表 クラス別施設 (18/20)

耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>(注1)</sup>			補助設備 <sup>(注2)</sup>		直接支持構造物 <sup>(注3)</sup>		間接支持構造物 <sup>(注4)(注5)</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス <sup>(注6)</sup>	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (つづき)	その他加工設備の 附属施設	火災防護設備 自動火災報知設備 <sup>(注29)</sup> 窒素消火装置 <sup>(注30)</sup> 二酸化炭素消火装置 延焼防止ダンパ <sup>(注31)</sup> 防火シャッター <sup>(注32)</sup> 防火扉 <sup>(注33)</sup> 避圧エリア形成用自動閉止ダンパ <sup>(注34)</sup> 溢水防護設備 緊急遮断弁 <sup>(注35)</sup> 堰 <sup>(注36)</sup> 海洋放出管理系 放出前貯槽 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 選別・保管設備のグローブボックス 選別・保管グローブボックス	C C C C C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋

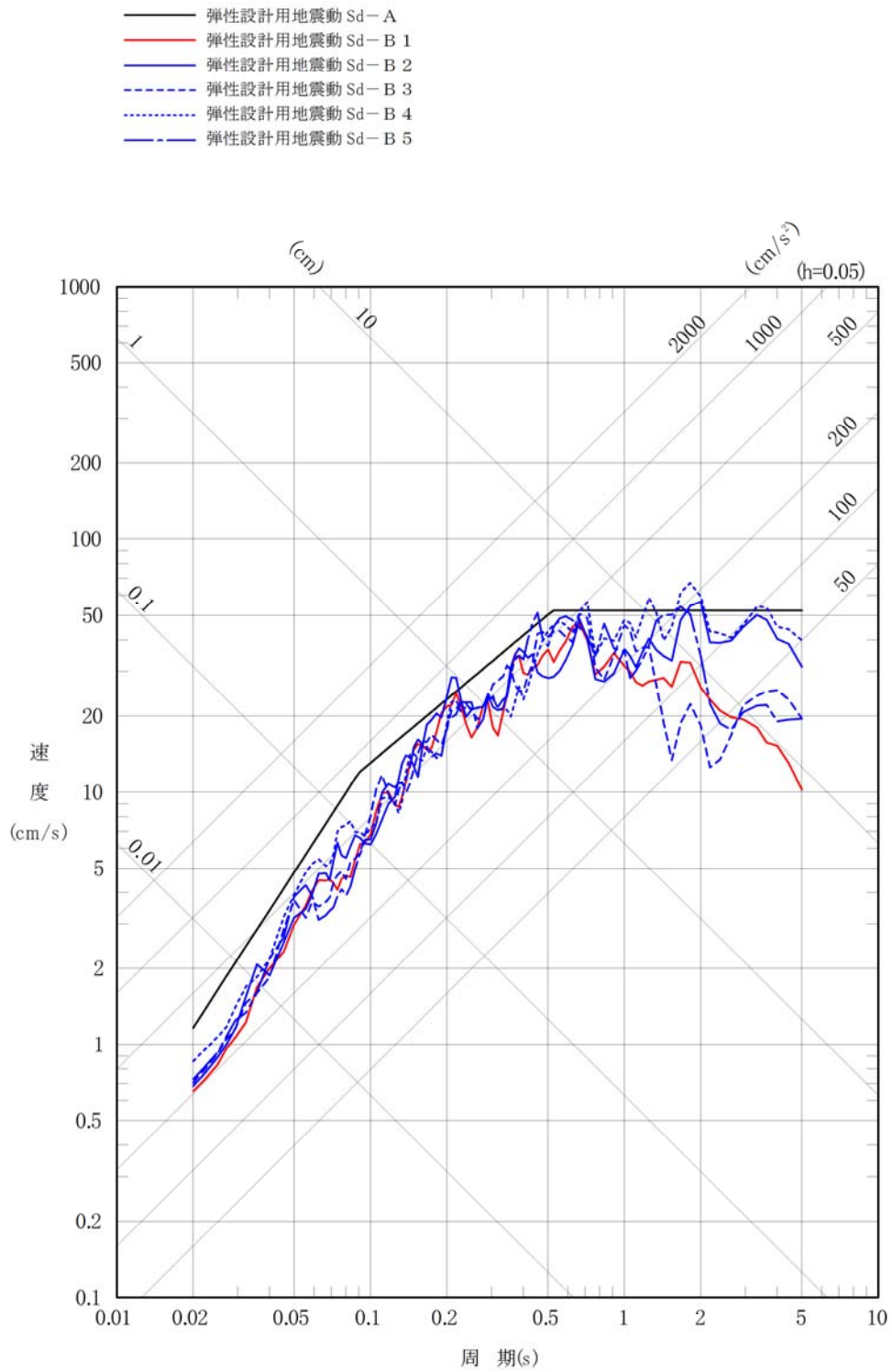
## 添5第21表 クラス別施設 (19/20)

- 注1 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備・機器及び構築物をいう。
- 注2 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割をもつ設備をいう。
- 注3 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- 注4 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）であり、主要設備等に適用される地震力に対して支持機能を維持できる設計とする。
- 注5 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は、Bクラスとする。また、燃料加工建屋は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。
- 注6 Sクラスの設備・機器、Bクラスの設備・機器及びCクラスの設備・機器は、その機能上Sクラス、Bクラス又はCクラスに該当する部分とする。
- 注7 地下3階から地下2階に搬送する一部のグローブボックスを除く。
- 注8 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。焼結炉に関連する焼結炉内部温度高による過加熱防止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。また、焼結炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を含む。炉内圧力異常検知に必要な範囲をSクラスとする。
- 注9 非常用所内電源設備は、非常用発電機、非常用直流電源設備、非常用無停電電源装置及び非常用配電設備で構成する。非常用発電機は、発電機能を維持するために必要な範囲をSクラスとする。
- 注10 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。小規模焼結処理装置に関連する小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。また、小規模焼結処理装置炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を含む。炉内圧力異常検知に必要な範囲をSクラスとする。
- 注11 排気機能の維持に必要な回路を含む。
- 注12 安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。
- 注13 安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲。
- 注14 焼結炉を設置するペレット加工第2室及び小規模焼結炉を設置する分析第3室の火災区域を形成する範囲。ダンパ作動回路を含む。
- 注15 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模焼結処理系）。
- 注16 注7で除いたグローブボックス。
- 注17 ゲートを含む。

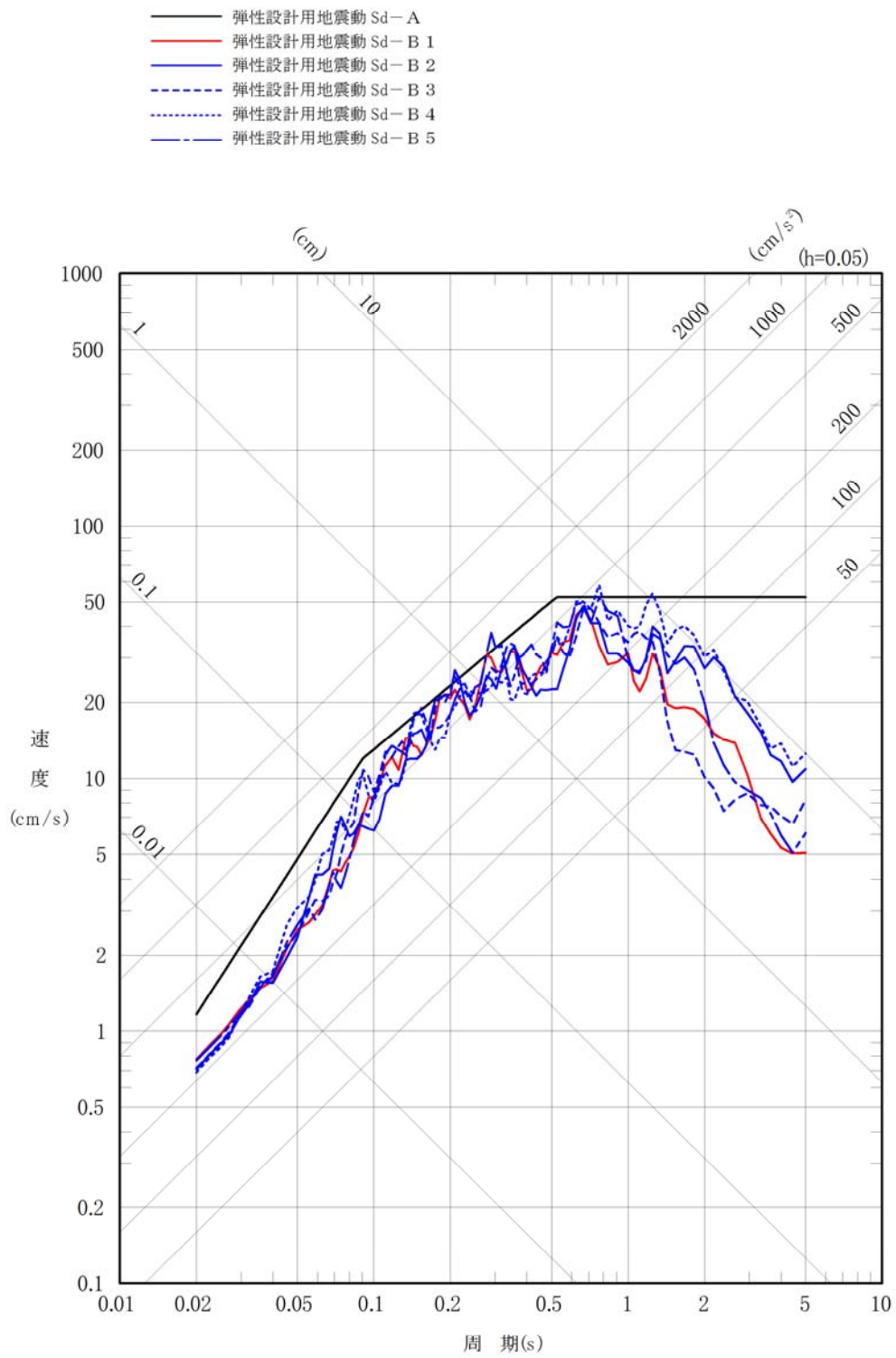


## 添5第21表 クラス別施設 (20/20)

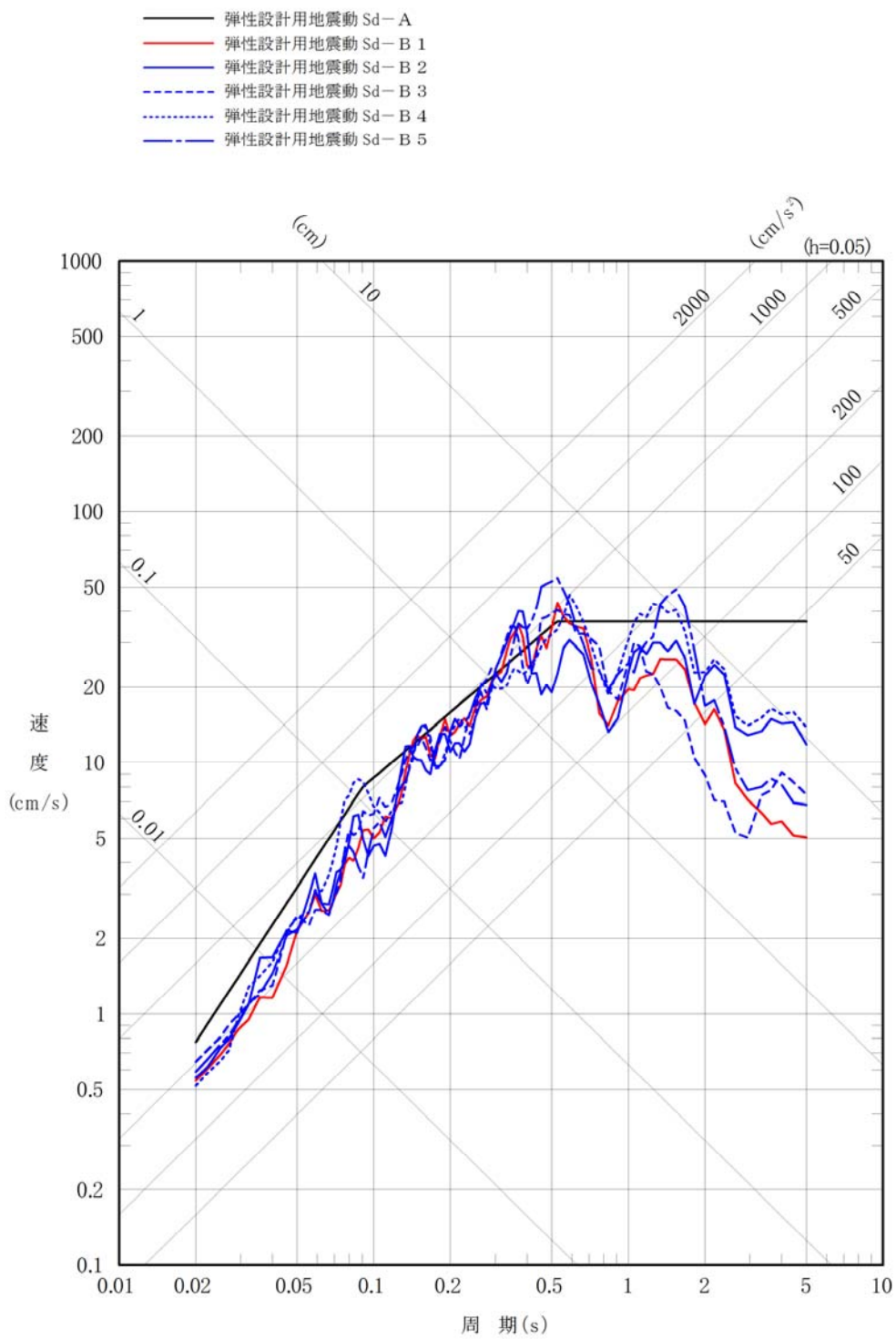
- 注18 一時保管ピット，原料MOX粉末缶一時保管装置，粉末一時保管装置，ペレット一時保管棚，スクラップ貯蔵棚，製品ペレット貯蔵棚，燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは，Bクラスの設備・機器であるが，基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。
- 注19 分析溶液処理装置のうち，二重管の外管。
- 注20 窒素循環設備のうち，Sクラスのグローブボックスを循環する経路については，基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。
- 注21 注29以外。
- 注22 当該設備を設置する建物・構築物又は設備・機器の耐震重要度分類に適用する地震力及び許容限界を用いる設計とする。
- 注23 燃料加工建屋内の当該設備の配管は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。
- 注24 注13以外。
- 注25 注30以外。
- 注26 注19以外。
- 注27 燃料加工建屋内の当該設備の配管のうち，緊急遮断弁により保有水の流出を防止する範囲は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。
- 注28 注15以外。
- 注29 二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置のうち火災区域の消火に関する範囲への火災信号移報回路（火災感知器を含む。）。
- 注30 火災区域の消火に関する範囲。
- 注31 注14以外。ダンプ作動回路を含む。
- 注32 シャッタ作動回路を含む。
- 注33 火災区域境界に設置するもの。
- 注34 ダンプ作動回路を含む。
- 注35 加速度大による緊急遮断弁作動回路を含む。加速度大による緊急遮断弁作動回路のうち，緊急遮断弁の作動に必要な範囲は基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。
- 注36 基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。



添5第12図(1) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (NS方向)

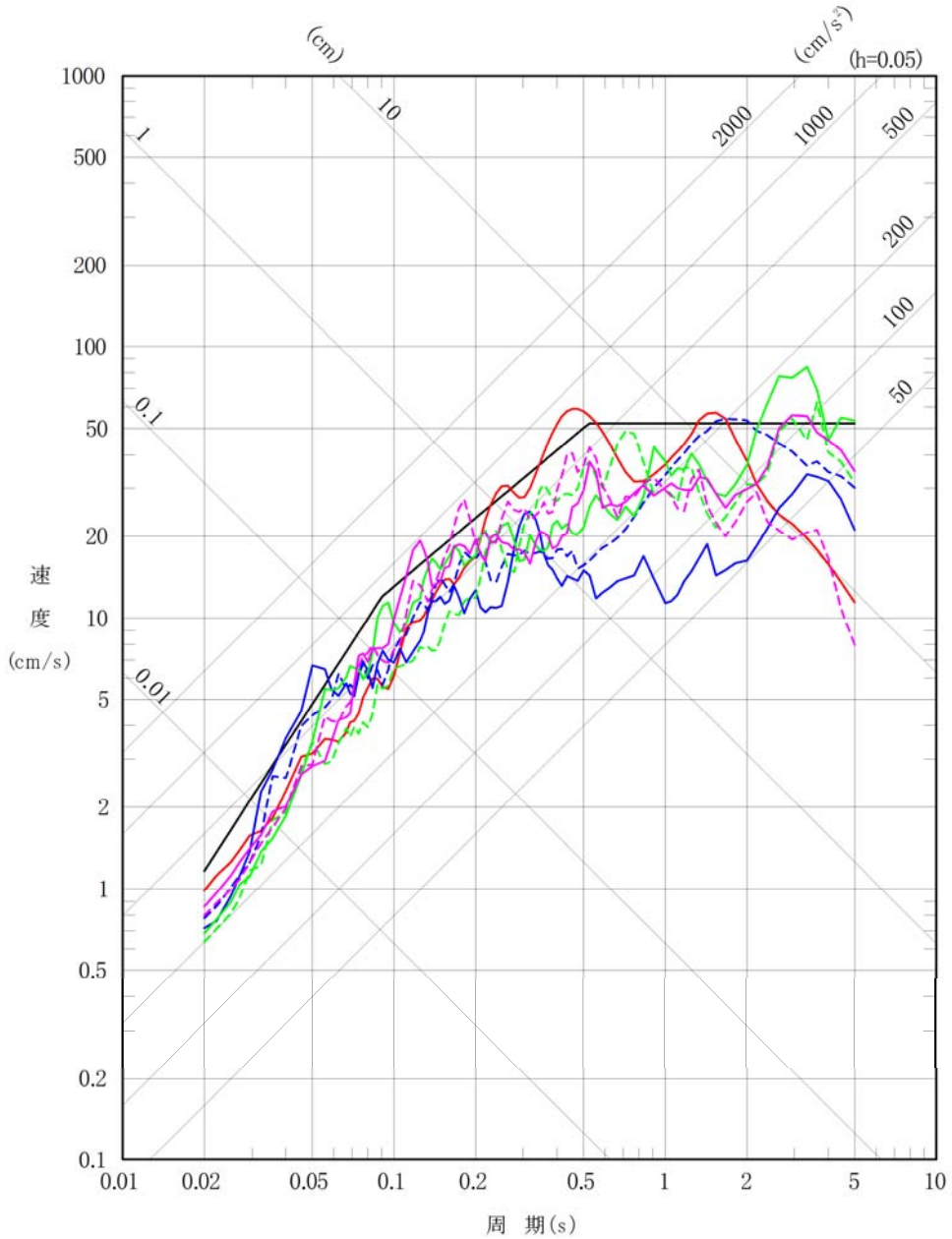


添5第12図(2) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (EW方向)



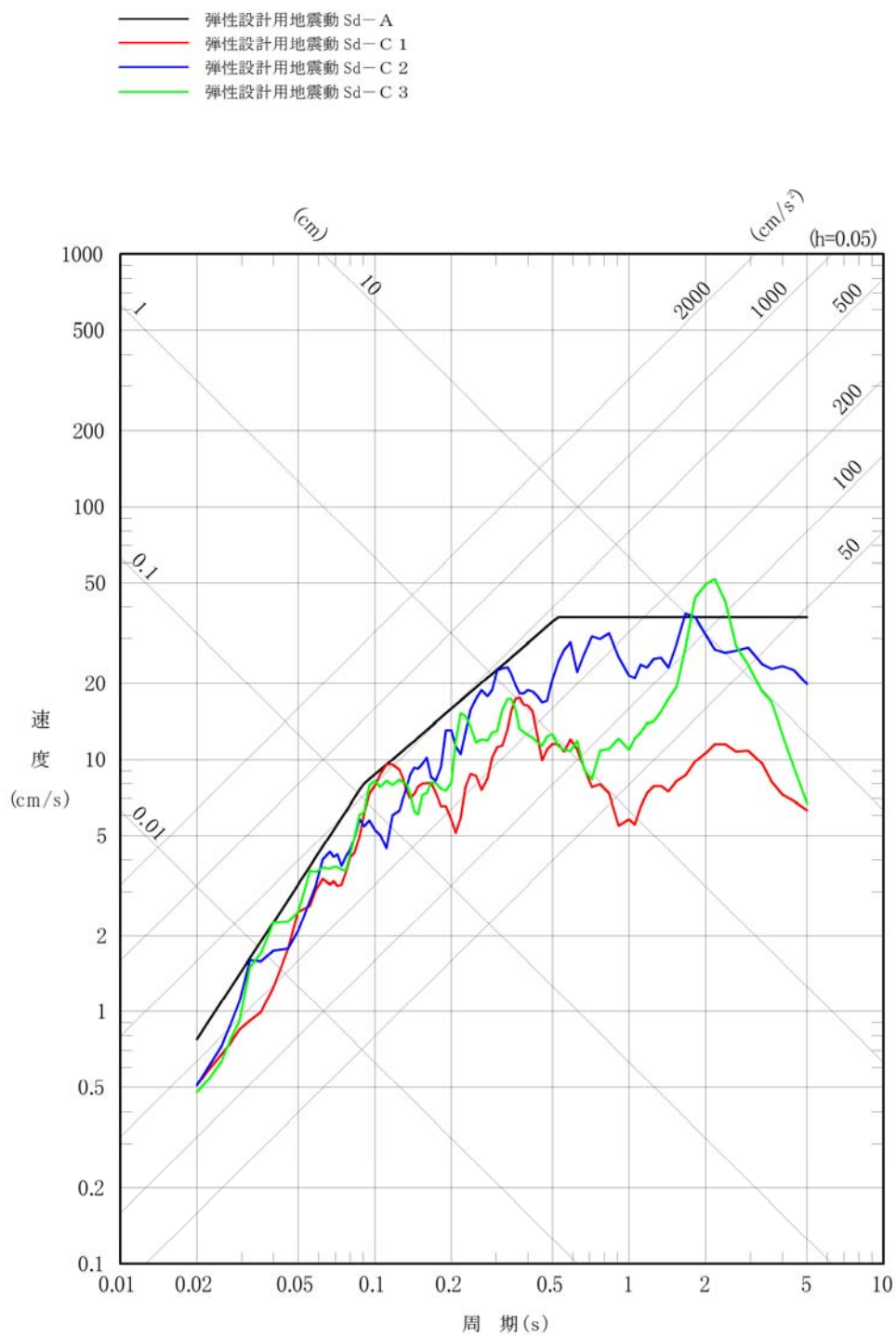
添5第12図(3) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (UD方向)

- 弾性設計用地震動 Sd-A
- 弾性設計用地震動 Sd-C 1 水平方向
- 弾性設計用地震動 Sd-C 2 ダム軸方向
- - 弾性設計用地震動 Sd-C 2 上下流方向
- 弾性設計用地震動 Sd-C 3 NS方向
- - 弾性設計用地震動 Sd-C 3 EW方向
- 弾性設計用地震動 Sd-C 4 NS方向 ※
- - 弾性設計用地震動 Sd-C 4 EW方向 ※

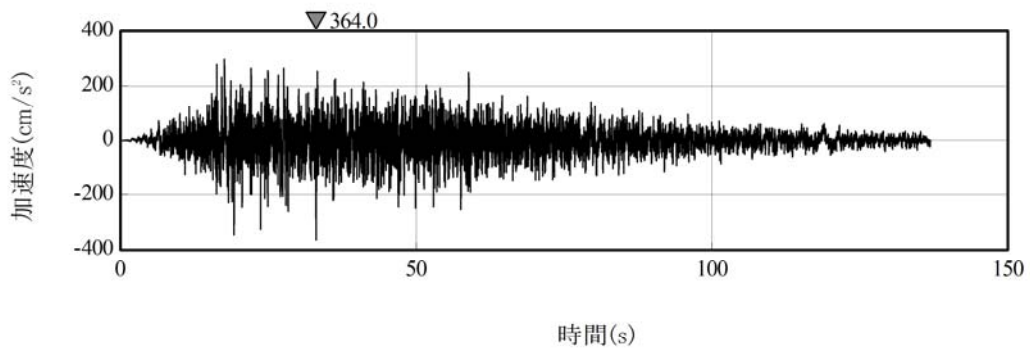


※) 基準地震動 Ss-C 4 は水平方向のみの地震動であることから、基準地震動 Ss-C 4 (水平方向) に対し、鉛直方向の地震力と組み合わせた影響評価を行う場合には、添5第16図及び添5第17図に示す一関東評価用地震動 (鉛直) を用いる。また、弾性設計用地震動 Sd-C 4 (水平方向) と組み合わせる場合には、本地震波に 0.5 を乗じた地震動を用いる。

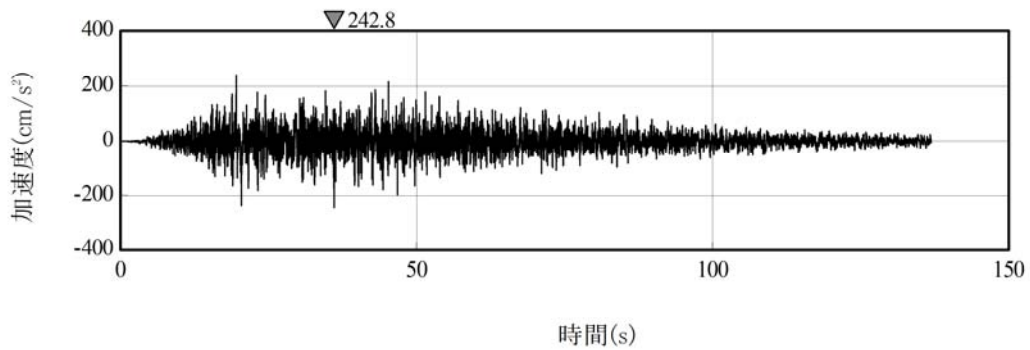
添5第12図(4) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (水平方向)



添5第12図(5) 弾性設計用地震動の応答スペクトル (鉛直方向)

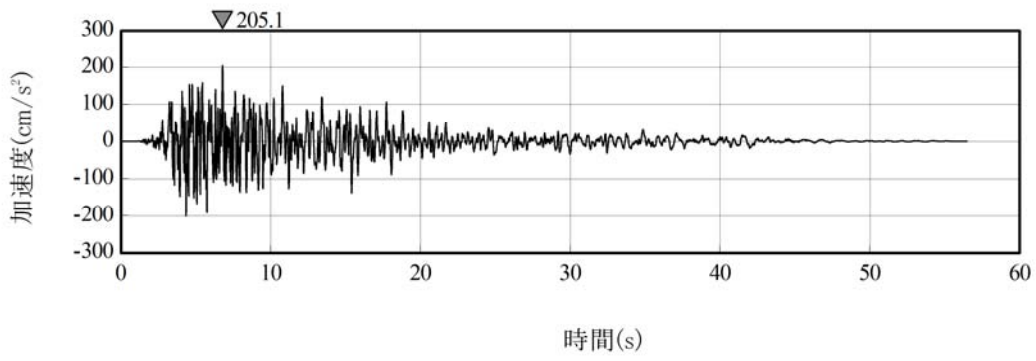


(a)  $Sd-A_H$

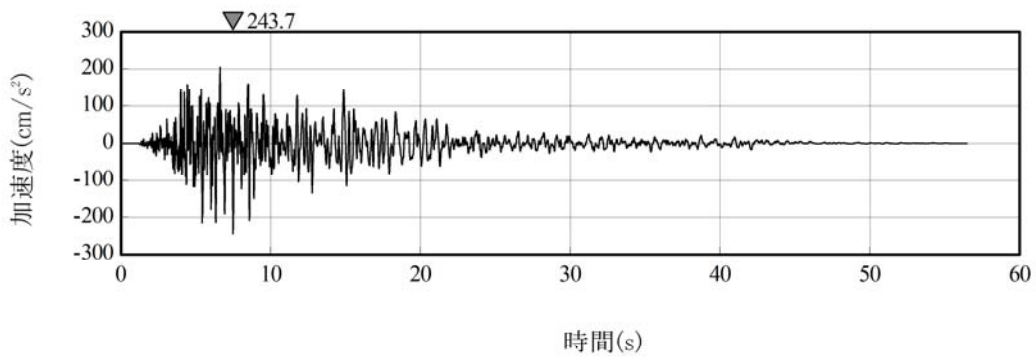


(b)  $Sd-A_V$

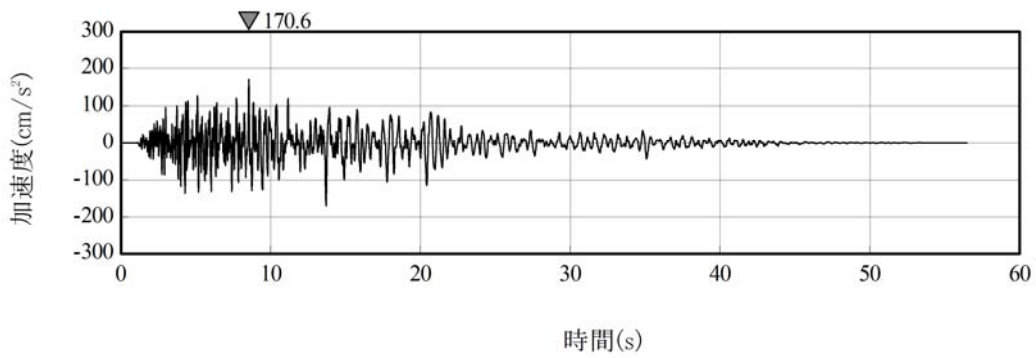
添5第13図(1) 弾性設計用地震動  $Sd-A_H$ ,  $Sd-A_V$  の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形



(a) NS方向



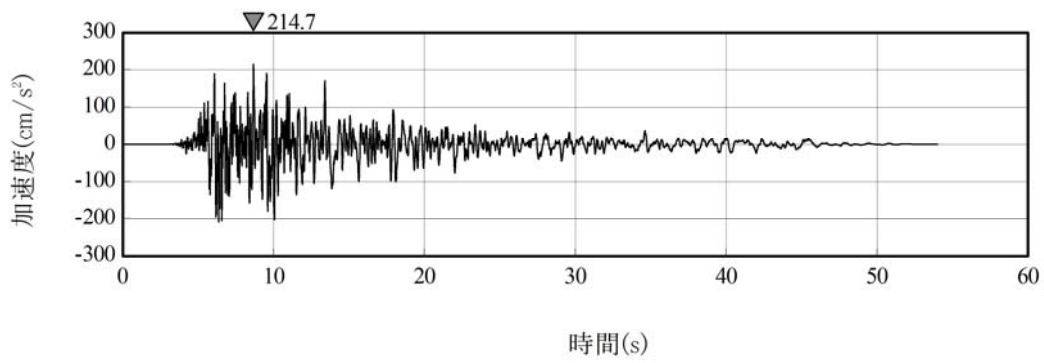
(b) EW方向



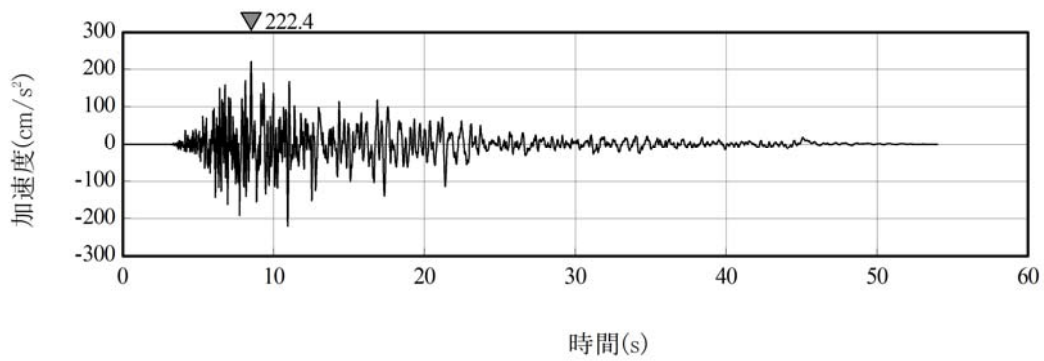
(c) UD方向

添5第13図(2) 弾性設計用地震動Sd-B1の加速度時刻歴波形

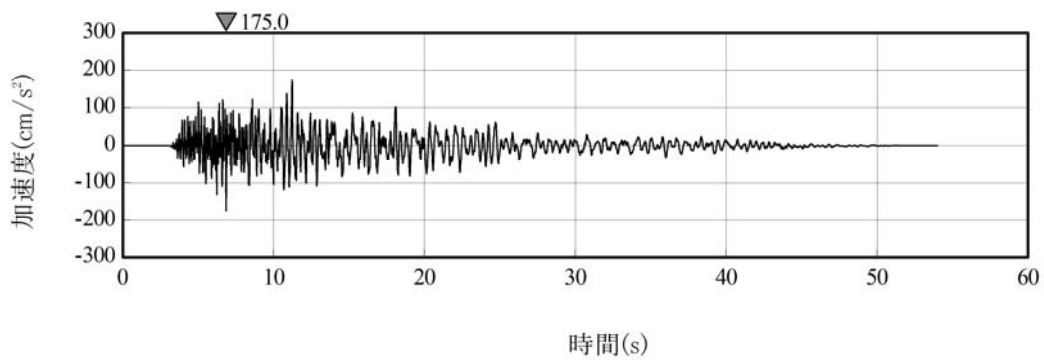




(a) NS方向

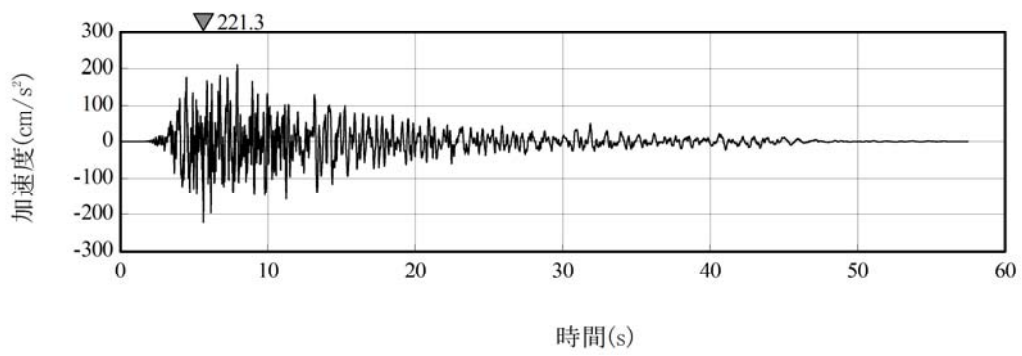


(b) EW方向

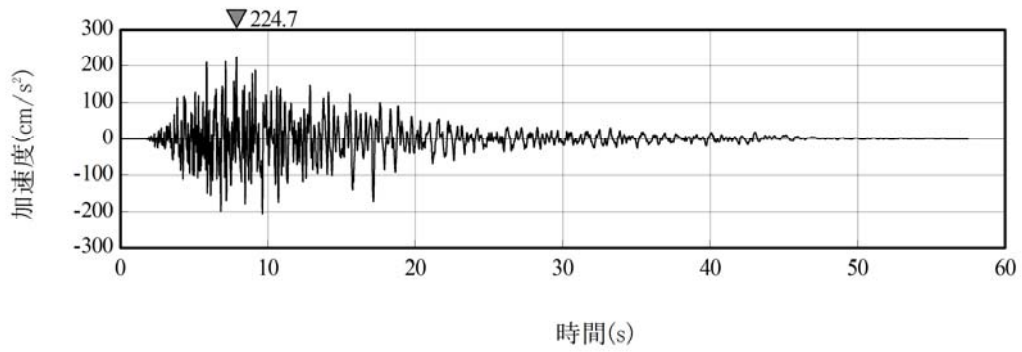


(c) UD方向

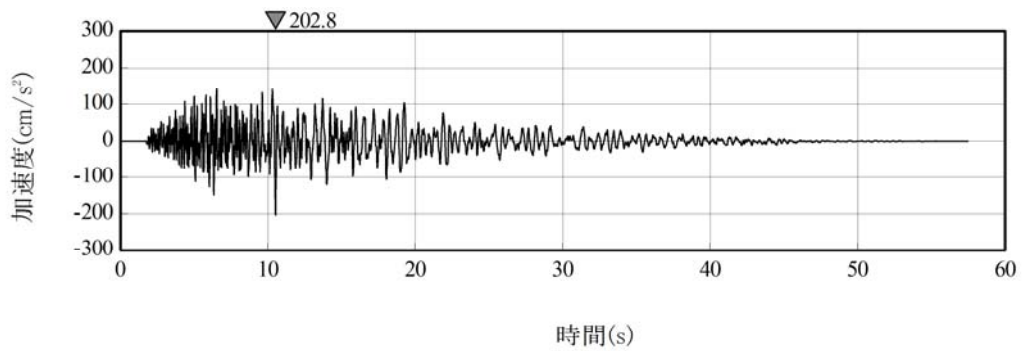
添5第13図(3) 弾性設計用地震動Sd-B2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

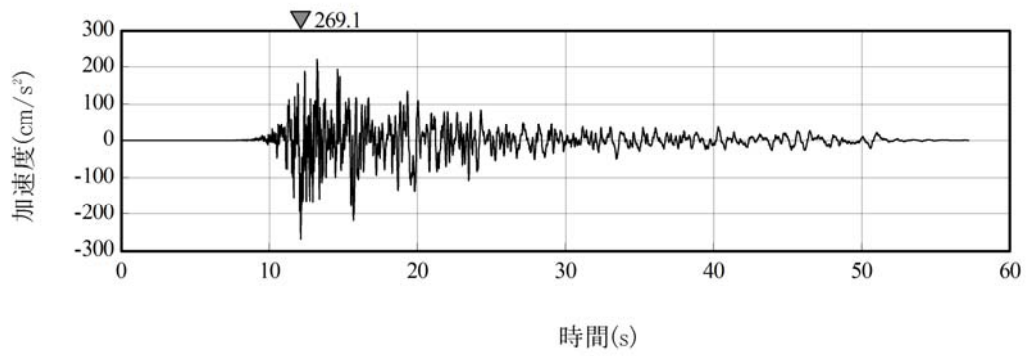


(b) EW方向

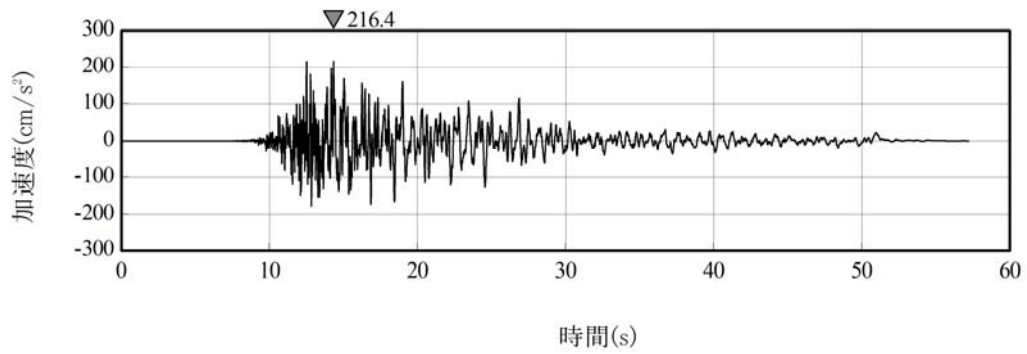


(c) UD方向

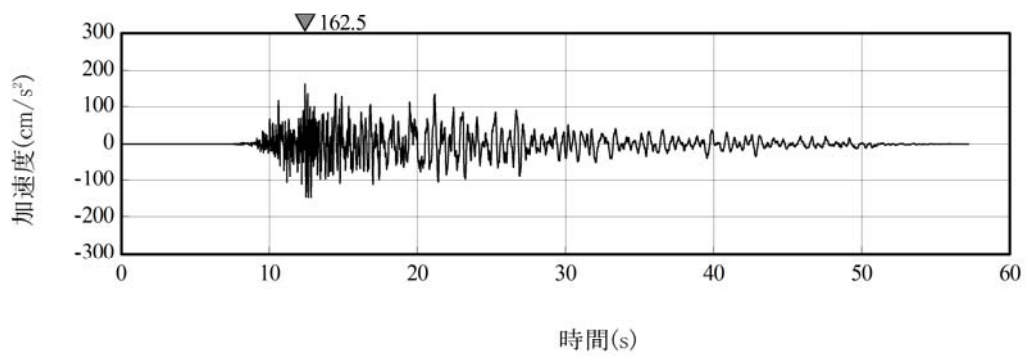
添5第13図(4) 弾性設計用地震動Sd-B3の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

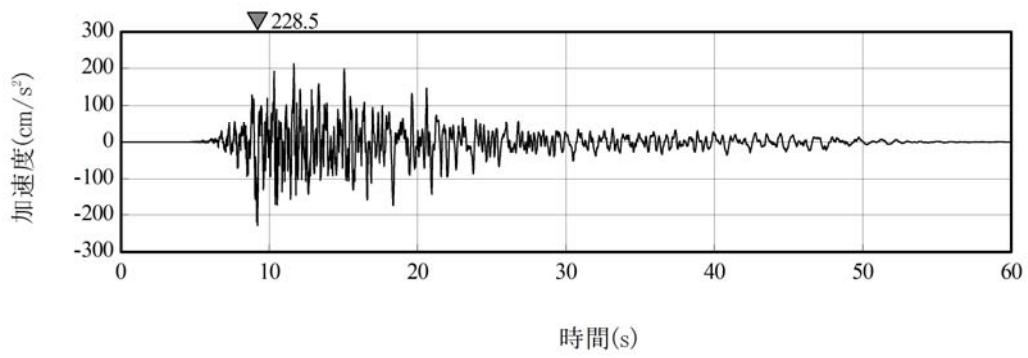


(b) EW方向

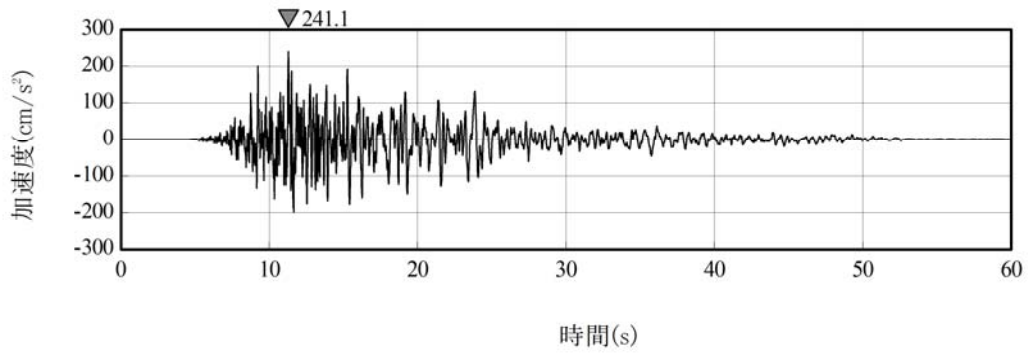


(c) UD方向

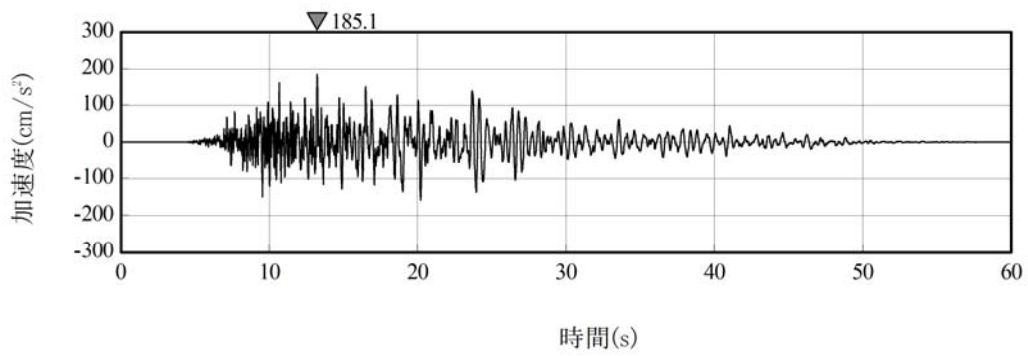
添5第13図(5) 弾性設計用地震動Sd-B4の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

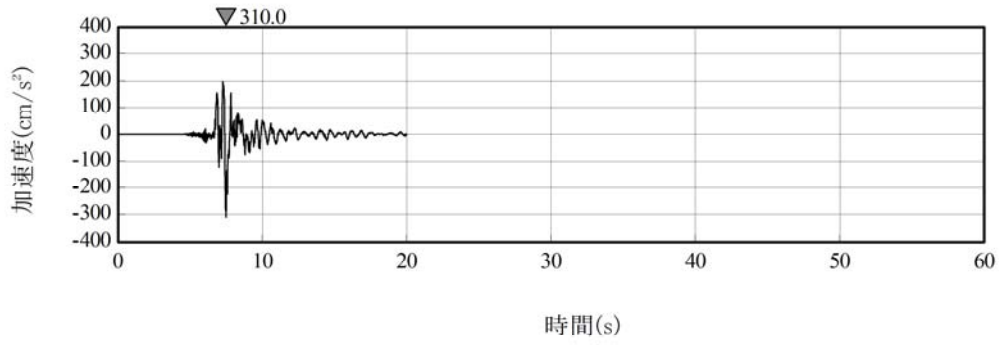


(b) EW方向

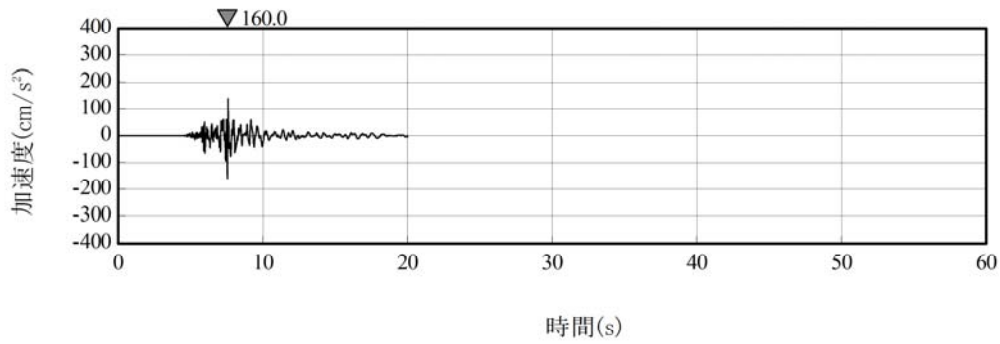


(c) UD方向

添5第13図(6) 弾性設計用地震動Sd-B5の加速度時刻歴波形

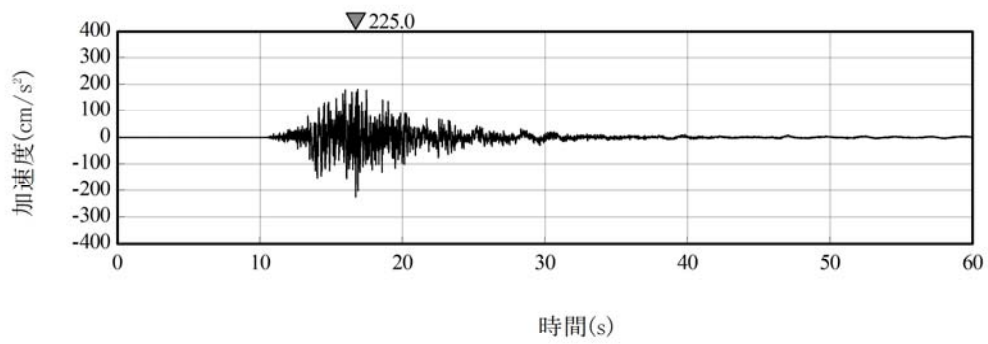


(a) 水平方向

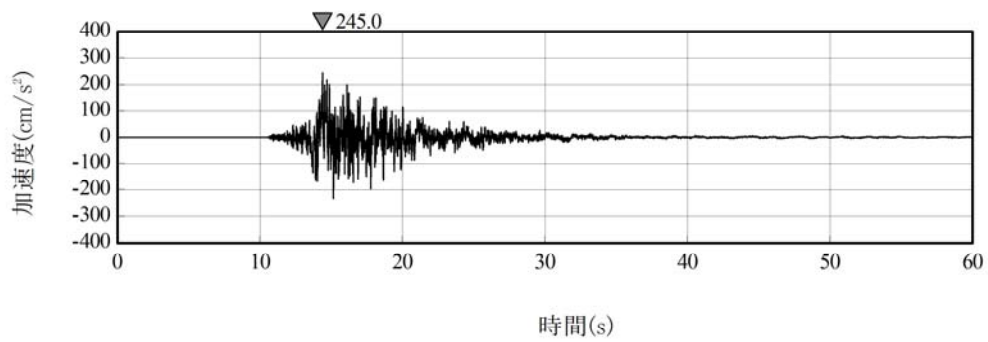


(b) 鉛直方向

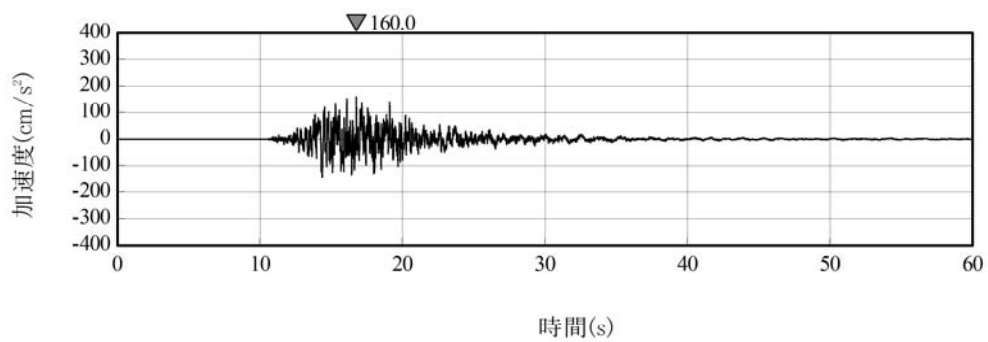
添5第13図(7) 弾性設計用地震動 Sd-C 1 の加速度時刻歴波形



(a) ダム軸方向

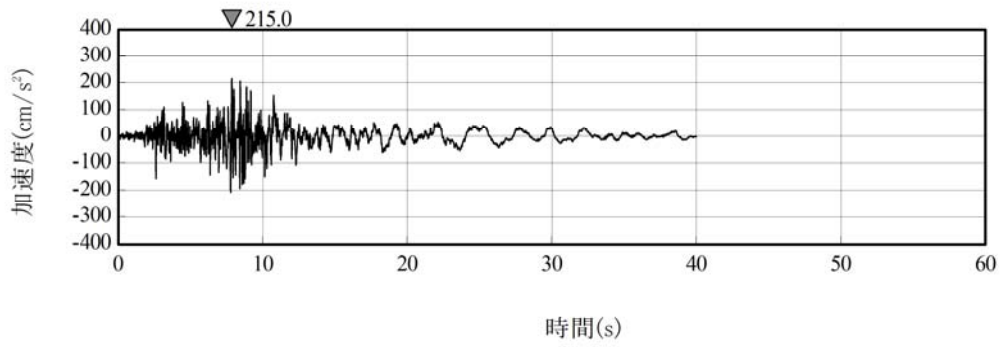


(b) 上下流方向

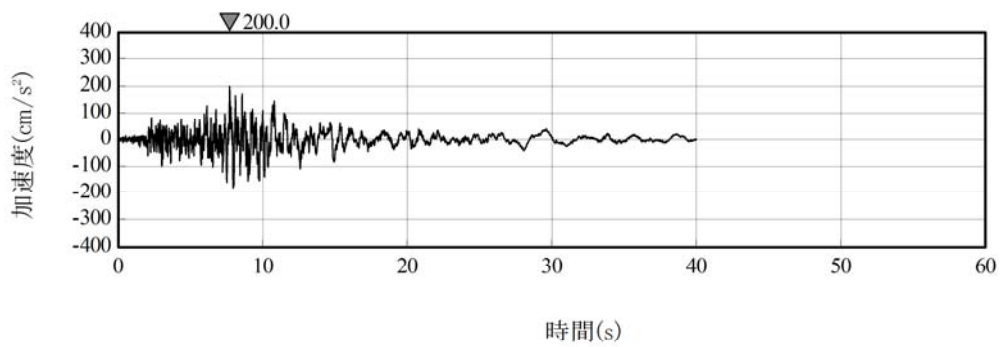


(c) 鉛直方向

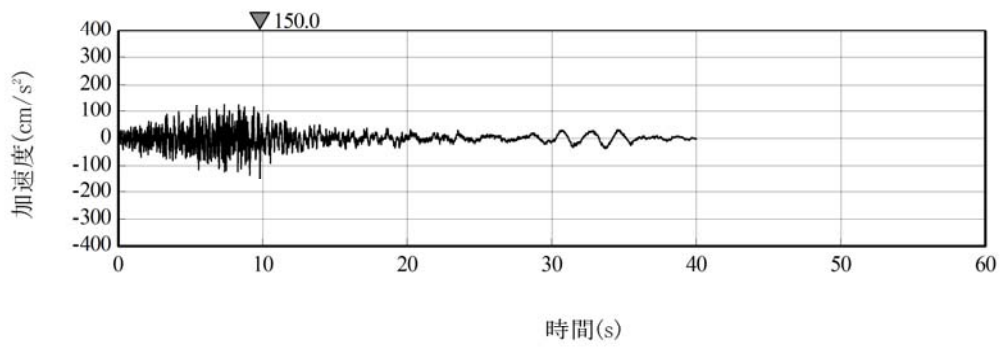
添5第13図(8) 弾性設計用地震動Sd-C2の加速度時刻歴波形



(a) NS方向

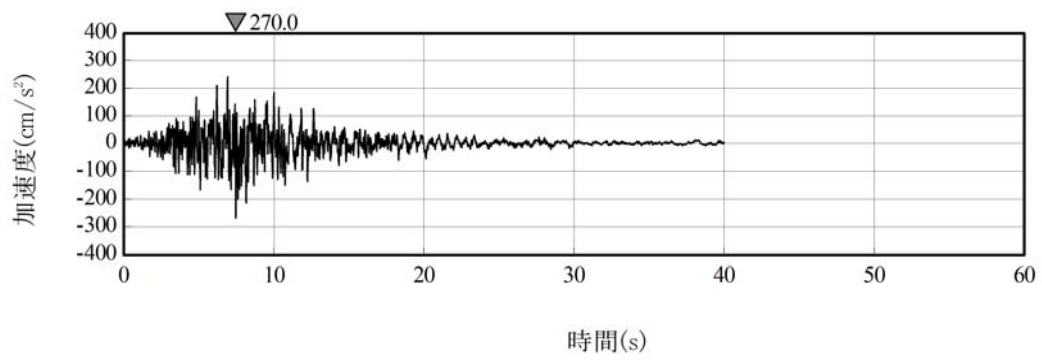


(b) EW方向

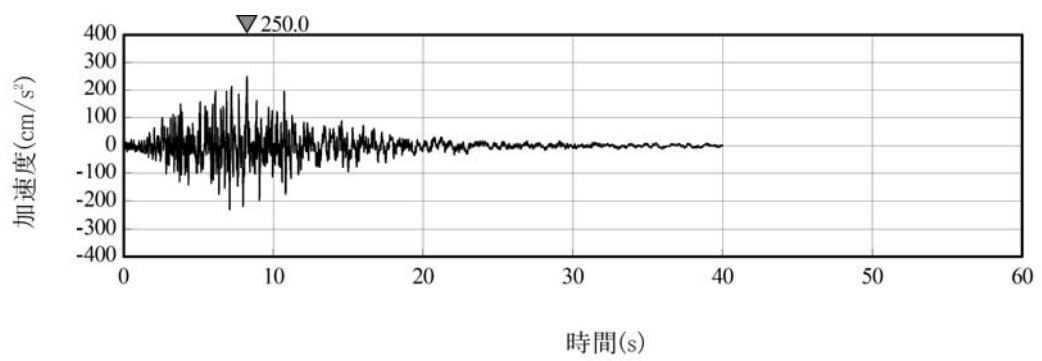


(c) UD方向

添5第13図(9) 弾性設計用地震動Sd-C3の加速度時刻歴波形



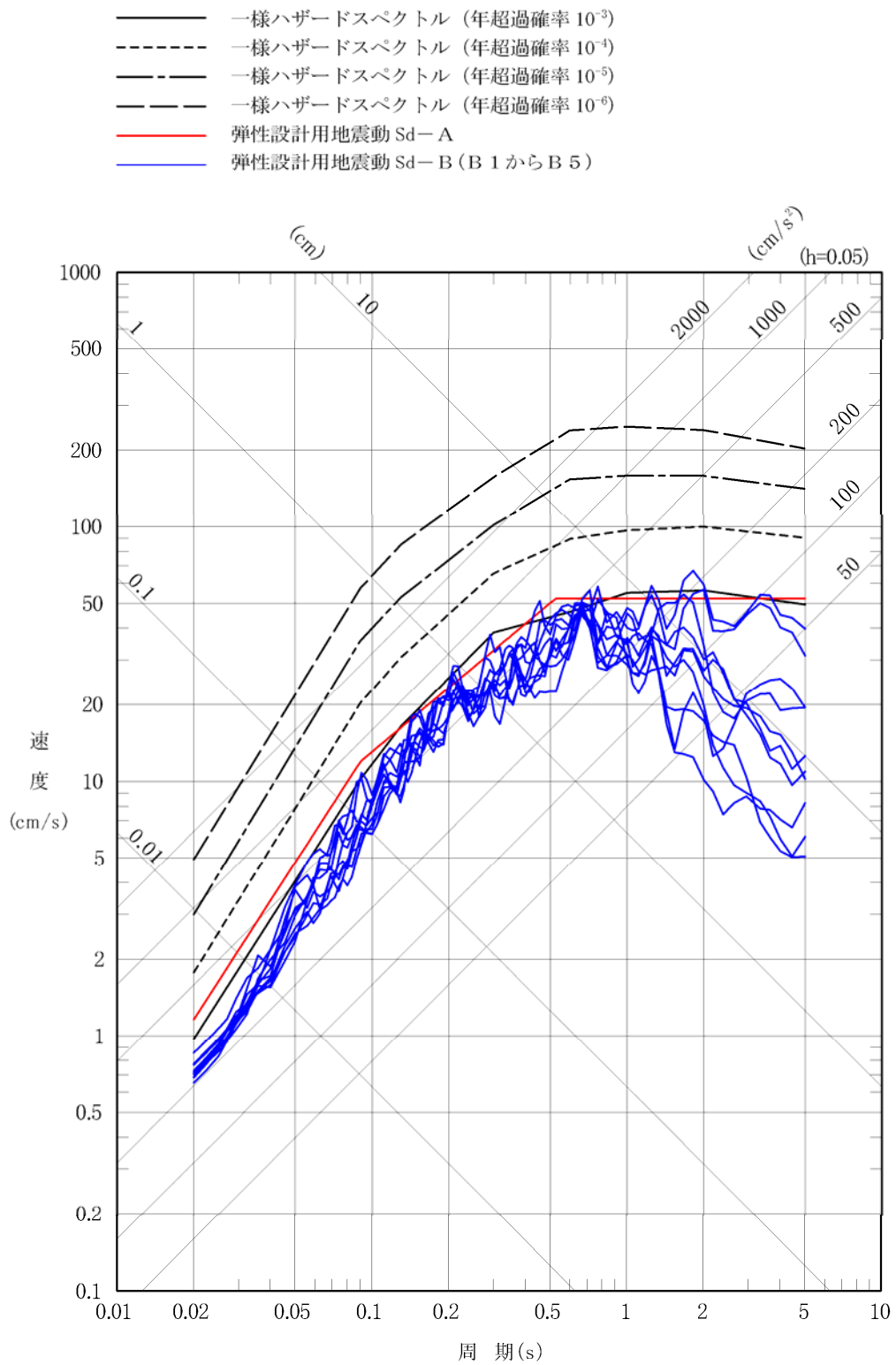
(a) NS方向



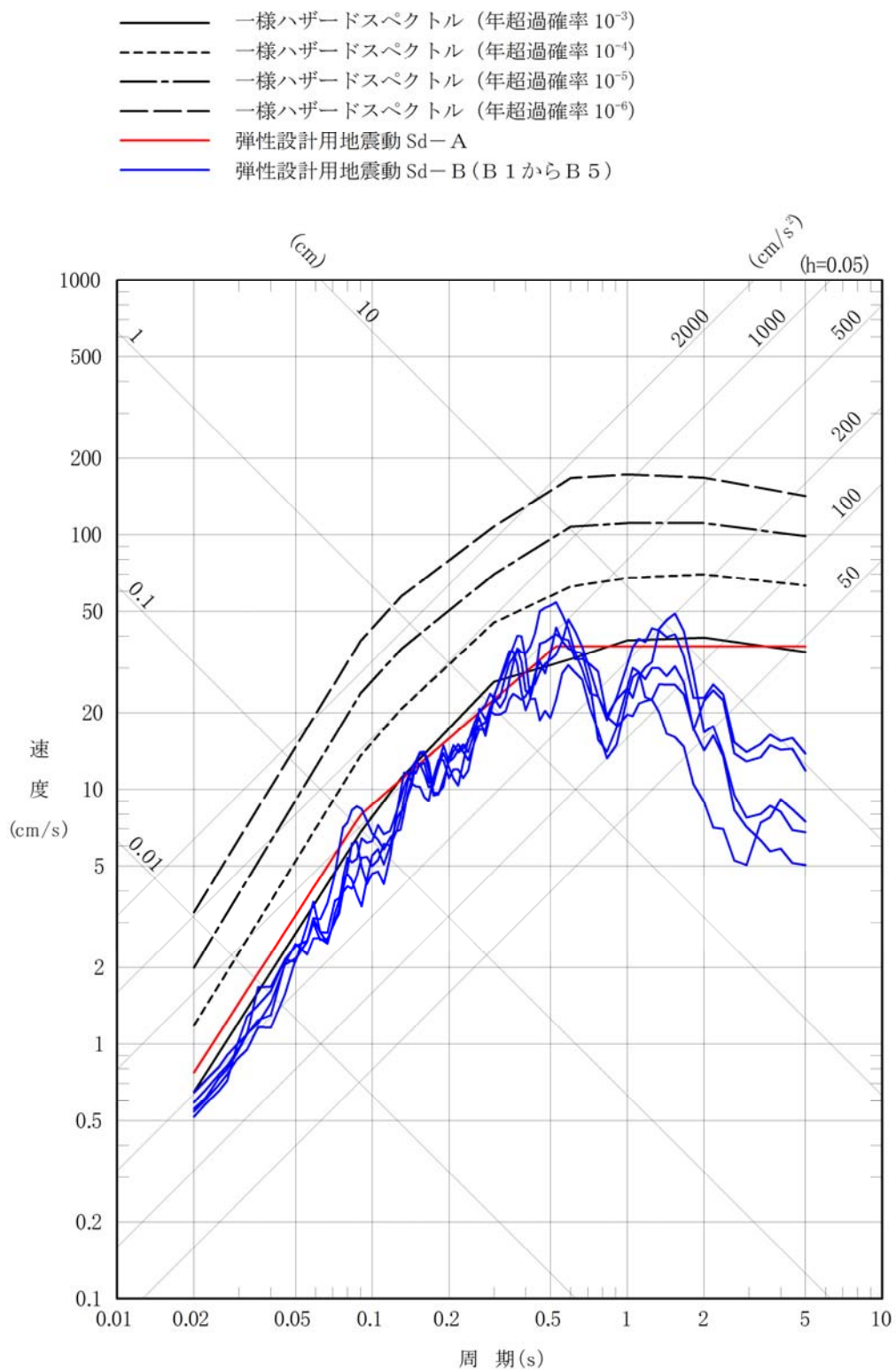
(b) EW方向

添5第13図(10) 弾性設計用地震動Sd-C4の加速度時刻歴波形



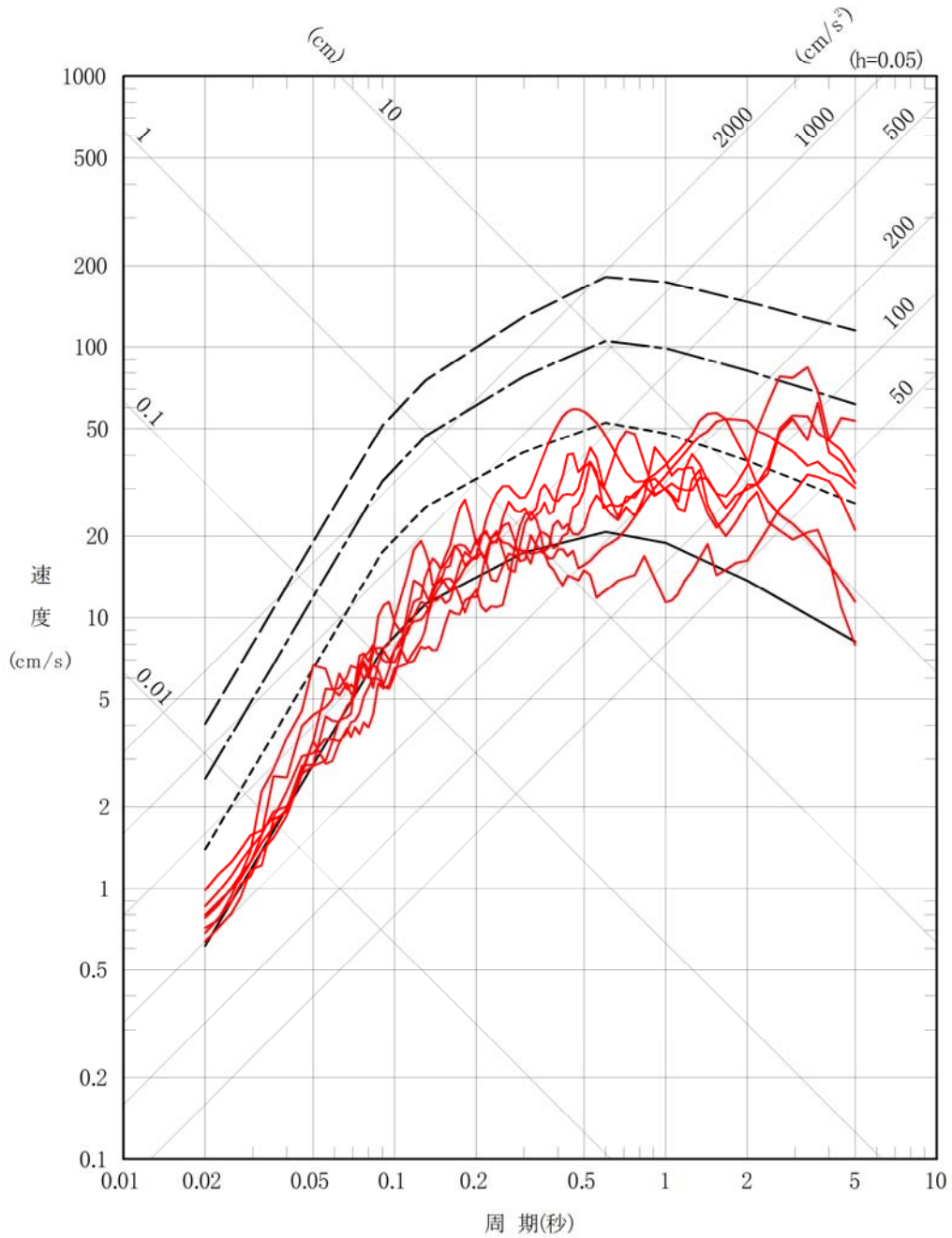


添5第14図(1) 弾性設計用地震動 Sd-A 及び Sd-B (B 1 から B 5) と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)



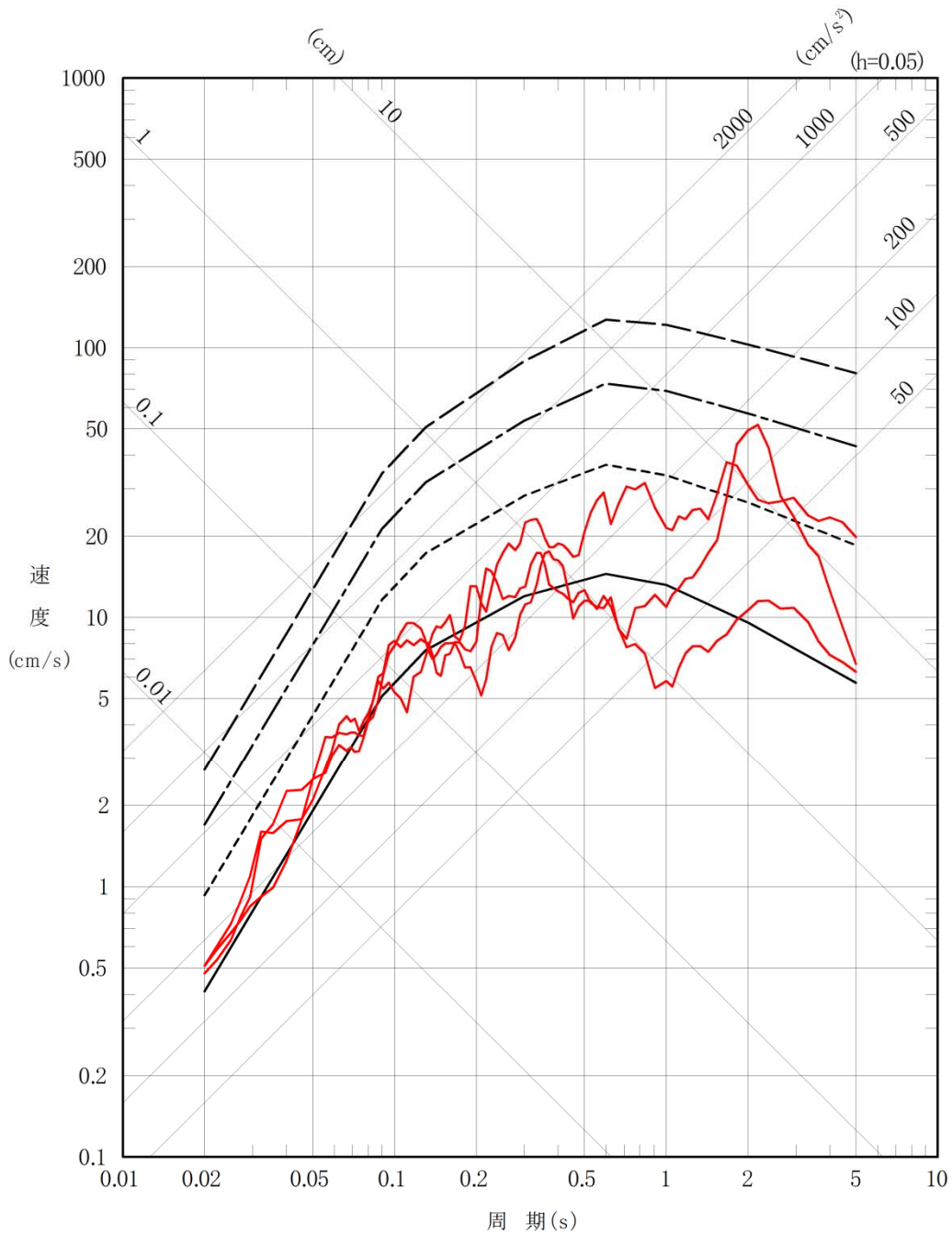
添5第14図(2) 弾性設計用地震動 Sd-A 及び Sd-B (B 1 から B 5) と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)

- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-3}$ )
- - - 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-4}$ )
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-5}$ )
- - - 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-6}$ )
- 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 4)

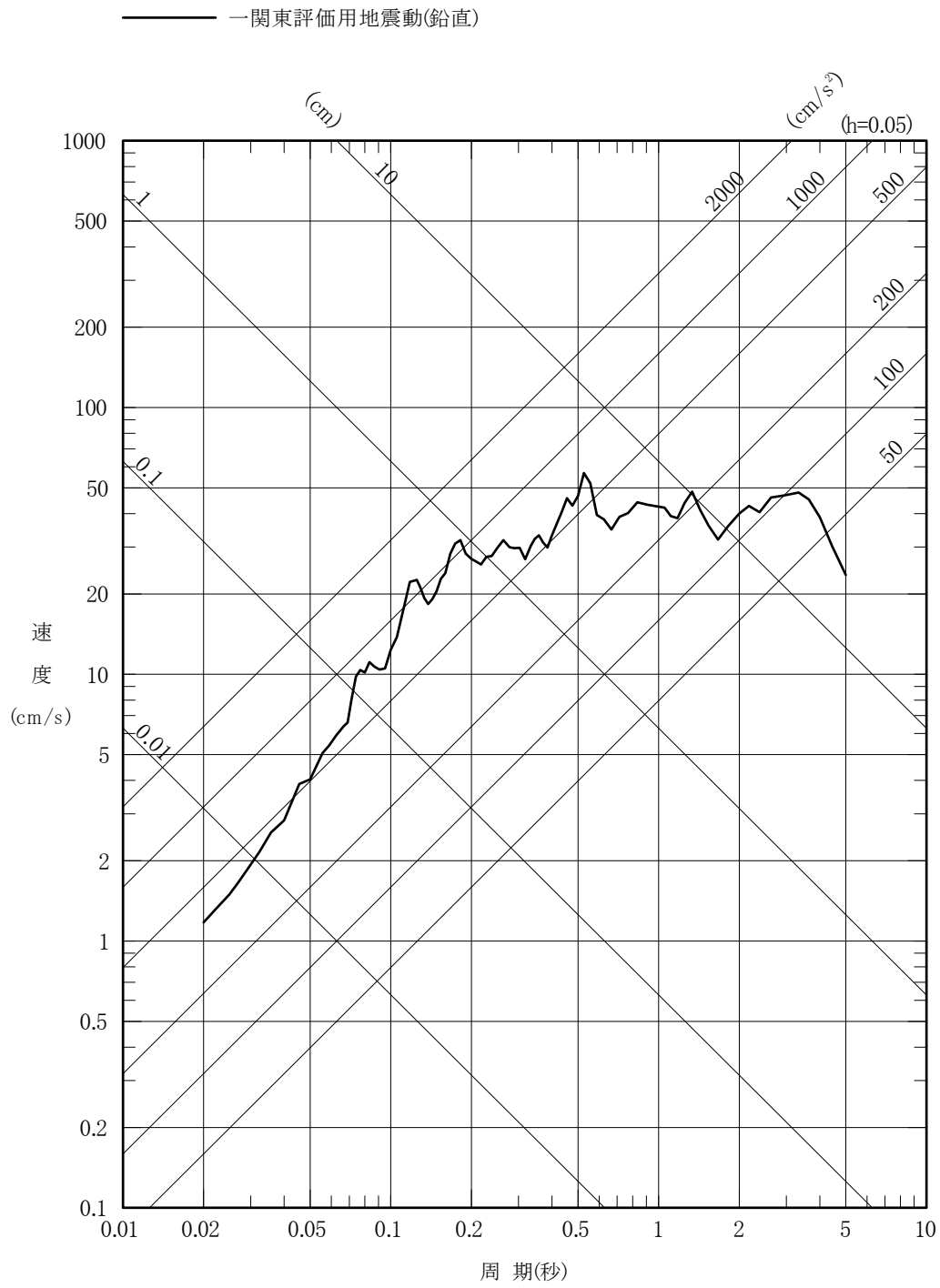


添5第15図(1) 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 4) と  
一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)

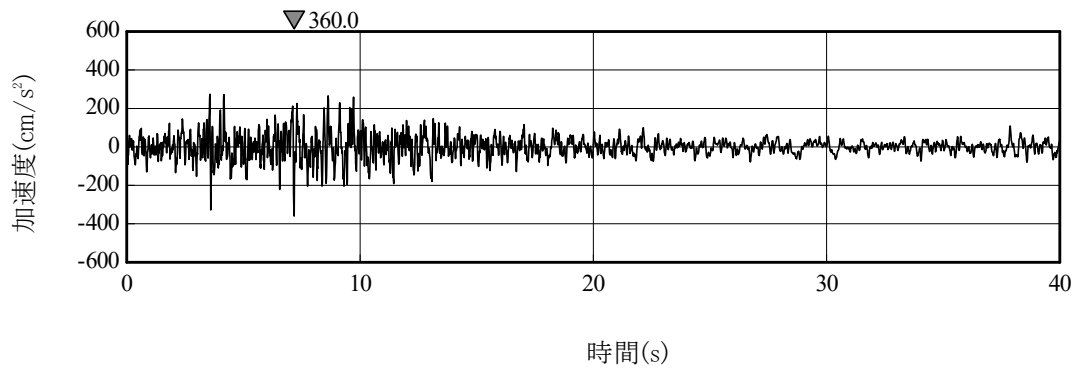
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-3}$ )
- - - 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-4}$ )
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-5}$ )
- 一様ハザードスペクトル (年超過確率  $10^{-6}$ )
- 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 3)



添5第15図(2) 弾性設計用地震動 Sd-C (C 1 から C 3) と  
一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)



添5第16図 一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトル



添5 第 17 図 一関東評価用地震動（鉛直）の時刻歴加速度波形

## 2章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
第7条:地震による損傷の防止

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	耐震設計の基本方針	2/6	1	
補足説明資料2-2	水平2方向の地震力による影響に関する検討方針	11/29	0	
補足説明資料2-3	入力地震動算定用地盤モデルの設定の考え方	11/29	0	
補足説明資料2-4	地震応答解析の基本方針	11/29	0	
補足説明資料2-5	機能維持の検討方針	11/29	0	
補足説明資料2-6	安全上重要な施設と耐震重要度分類の整理	2/6	2	
補足説明資料2-7	荷重の組合せ	1/23	0	
補足説明資料2-8	設備・機器(排気設備を除く)の耐震重要度分類の変更	2/6	0	
補足説明資料2-9	排気設備の耐震重要度分類の変更	2/6	0	



補足説明資料 2-1 (7条)

## 耐震設計の基本方針

## 目 次

1. 耐震設計の基本方針
  - 1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針
2. 耐震重要度分類
  - 2.1 安全機能を有する施設の耐震重要度分類
  - 2.2 波及的影響に対する考慮
3. 設計用地震力
  - 3.1 地震力の算定法
  - 3.2 設計用地震力
4. 機能維持の基本方針
  - 4.1 構造強度
  - 4.2 機能維持
5. 構造計画と配置計画
6. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針
7. ダクティリティに関する考慮
8. 設備・機器の支持方針について
9. 耐震計算の基本方針
  - 9.1 建物・構築物
  - 9.2 設備・機器

## 1. 耐震設計の基本方針

### 1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針

加工施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「事業許可基準規則」に適合するように設計する。

- (1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるように設計する。
- (2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分に耐えることができるように設計する。
- (3) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。
- (4) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

また、Sクラスの施設は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して概ね弾性範囲で耐えるように設計する。

- (5) Sクラスの施設に対して、静的地震力は、水平方向と鉛直方向が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて作用するものとする。
- (6) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対して概ね弾性範囲で耐えるように設計する。

また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。

- (7) Sクラスの施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。
- (8) 安全上重要な施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、安全上重要な施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。
- (9) 耐震評価に当たっては、実績のある評価手法及び許容限界を用いることを基本とする。また、試験等で妥当性が確認されている評価手法及び許容限界についても、その妥当性及び適用性を確認した上で用いることとする。
- (10) 安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

## 2. 耐震重要度分類

### 2.1 安全機能を有する施設の耐震重要度分類

安全機能を有する施設を耐震設計上の重要度に応じて以下のとおり分類する。

#### (1) Sクラスの施設

自ら放射性物質を内蔵している施設，安全機能を有する施設に直接関係しており，その機能喪失により放射性物質を外部に放散するおそれのある施設，放射性物質を外部に放散するおそれのある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に，外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって，環境への影響が大きいもの。

#### (2) Bクラスの施設

安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設。

#### (3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。

### 2.2 波及的影響に対する考慮

Sクラスの施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。

波及的影響については、Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

影響評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体をふかんした調査・検討を行い、Sクラスの施設の安全機能への影響がないことを確認する。

なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。

#### (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

##### a. 不等沈下

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

##### b. 相対変位

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設とSクラスの施設の相対変位により、Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

#### (2) Sクラスの施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、Sクラスの施設に接続する下位クラス施設の損傷により、Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

#### (3) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

#### (4) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響

Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、Sクラスの施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

上記の観点から調査・検討等を行い抽出された波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は、Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を保持する、又はその波及的影響を想定してもSクラスの施設の有する機能を保持するよう設計する。

### 3. 設計用地震力

#### 3.1 地震力の算定法

##### 3.1.1 安全機能を有する施設

安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。

##### (1) 静的地震力

安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 $C_i$ 及び震度に基づき算定する。

耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第3.1-1表に示す。

##### a. 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 $C_i$ に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 $C_i$ は、標準せん断力係数 $C_0$ を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力の算定において、地震層せん断力係数 $C_i$ に乘じる係数を耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 $C_0$ は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。

##### b. 設備・機器

静的地震力は、上記a. に示す地震層せん断力係数 $C_i$ に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記a. の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記a. 及びb. の標準せん断力係数 $C_0$ 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

##### (2) 動的地震力

安全機能を有する施設に適用する動的地震力は、Sクラスの施設に適用することとし、基準地震動 $S_s$ から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

また、弾性設計用地震動 $S_d$ による地震力は、弾性設計用地震動 $S_d$ から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

ここで、水平方向及び鉛直方向の地震力の具体的な組合せ方法としては、二乗和平方

根(SRSS)法, 組合せ係数法等を用いる。

Bクラスの設備・機器のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては, 上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Sdの振幅に2分の1を乗じたものを用いる。

耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第3.1-2表に示す。

動的解析の方法等については, 補足説明資料 2-4「地震応答解析の基本方針」に示す。

動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて影響検討を行う。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては, 水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性のある施設・設備を抽出し, 3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を補足説明資料 2-2「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。

### 3.2 設計用地震力

「3.1 地震力の算定法」に基づく設計用地震力は補足説明資料 2-5「機能維持の検討方針」に示す。



#### 4. 機能維持の基本方針

耐震設計における安全機能維持は、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、施設の構造強度の確保を基本とする。

耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設など、構造強度に加えて、各施設の特성에応じた動的機能、電氣的機能、支持機能の維持を必要とする施設については、その機能が維持できる設計とする。

支持機能の維持については、構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで、機能維持設計を行う。

ここでは、上記を考慮し、各機能維持の方針を示す。

##### 4.1 構造強度

###### 4.1.1 安全機能を有する施設

加工施設は、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に伴う地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。

具体的な荷重の組合せと許容限界は補足説明資料 2-5「機能維持の検討方針」に示す。

###### (1) 耐震設計上考慮する状態

###### a. 建物・構築物

###### (a) 通常時の状態

加工施設が運転している状態

###### (b) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (積雪、風)

###### b. 設備・機器

###### (a) 通常時の状態

加工施設の通常運転が計画的に行われた場合であって、圧力及び温度が警報の設定値以内にある状態

###### (b) 設計基準事故時の状態

当該状態が発生した場合には加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

###### (2) 荷重の種類

###### a. 建物・構築物

(a) 加工施設のおかれている状態に係らず通常時に作用している固定荷重、積載荷重及び土圧

###### (b) 積雪荷重及び風荷重

ただし、通常時に作用している荷重には、設備・機器から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧及び設備・機器からの反力が含まれるものとする。

###### b. 設備・機器

(a) 通常時に作用している荷重

(b) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

ただし、各状態において施設に作用する荷重には、死荷重（自重）が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。

(3) 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

a. 建物・構築物

Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重及び土圧）、積雪荷重及び風荷重とする。

Sクラス、Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重及び積雪荷重とする。

b. 設備・機器

Sクラスの設備・機器について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重とする。

Bクラスの設備・機器について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重とする。

Cクラスの設備・機器について、静的地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重とする。なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。

c. 荷重の組合せ上の留意事項

(a) 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ、影響検討を行うものとする。

(b) ある荷重の組合せによる評価がその他の荷重の組合せによる評価と比較して明らかに厳しいことが判明している場合においては、その他の荷重の組合せによる評価は行わないことがある。

(c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかになずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。

(d) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重を組み合わせる。

(e) 自然条件としては、積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、組合せを考慮する。

(f) 事故時の状態で施設に作用する荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重

は、その事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。

ただし、事故時の状態で施設に作用する荷重は、長時間施設に作用するものがないため、地震荷重と組み合わせるものはない。

- (g) 基準地震動 $S_s-C4$ は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下、「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いる。

一関東評価用地震動(鉛直)は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比3分の2を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波について、より厳しい評価となるように振幅調整した地震動を一関東評価用地震動(鉛直)とする。

#### (4) 許容限界

施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は以下のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

##### a. 建物・構築物

###### (a) Sクラスの建物・構築物

###### ① 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して、妥当な安全余裕を有することとする。

なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していき、その変形又は歪みが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

###### ② 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

地震力に対して概ね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

###### (b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物

上記(a)②による許容応力度を許容限界とする。

###### (c) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物(屋外重要土木構造物である洞道を除く)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた適切な安全余裕を有していることを確認するものとする。

##### b. 設備・機器

###### (a) Sクラスの設備・機器

###### ① 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。

- ② 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界発生する応力に対して、応答が全体的に概ね弾性範囲に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

- (b) Bクラス及びCクラスの設備・機器

上記(a)②による応力を許容限界とする。

- (c) 動的機器

地震時及び地震後に動作を要求される設備・機器については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

- c. 基礎地盤の支持性能

- (a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの設備・機器の基礎地盤

- ① 基準地震動 $S_s$ による地震力との組合せに対する許容限界

接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

- ② 弾性設計用地震動 $S_d$ による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

- (b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに設備・機器の基礎地盤

上記(a)②による許容支持力度を許容限界とする。

## 4.2 機能維持

- (1) 動的機能維持

動的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、回転機器及び弁の機種別に分類し、機能を確認した加速度を用いて、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで、当該機能を維持する設計とする。

- (2) 電氣的機能維持

電氣的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、要求される電氣的機能が維持できることを試験又は解析により確認し、当該機能を維持する設計とする。

- (3) 支持機能の維持

設備・機器等のうち設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の耐震重要度分類に応じた地震動に対して、構造強度を確保することで、支持機能が維持できる設計とする。

これらの機能維持の考え方を、補足説明資料 2-5「機能維持の検討方針」に示す。

## 5. 構造計画と配置計画

安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。

設備・機器は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点から出来る限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「8. 設備・機器の支持方針について」に示す方針に従い配置する。

また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び設備・機器の耐震安全性を確保する設計とする。

下位クラス施設は、Sクラスの施設に対して離隔をとり配置するか、Sクラスの施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を確保するか若しくは、下位クラス施設の波及的影響を想定してもSクラスの施設の有する機能を保持する設計とする。

6. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針

Sクラスの施設については、基準地震動 $S_s$ による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEAG4601-1987の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。

上記に基づく対象斜面の抽出とその耐震安定性評価の結果、安全上重要な施設に重大な影響を与える周辺斜面は存在しないことから、基準地震動 $S_s$ による地震力に対して斜面の崩壊により安全機能が損なわれるおそれはない。

7. ダクティリティに関する考慮

加工施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。

8. 設備・機器の支持方針について

設備・機器本体については前述の方針に基づいて耐震設計を行う。

## 9. 耐震計算の基本方針

前述の耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。一方、最新の知見を適用する場合は、その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。

耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。

### 9.1 建物・構築物

建物・構築物の評価は、基準地震動  $S_s$  及び弾性設計用地震動  $S_d$  を基に設定した入力地震動に対する構造物全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「3. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせ地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「4. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。

評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては材料物性の不確かさを適切に考慮する。

- ・ 応答スペクトルモーダル解析法
- ・ 時刻歴応答解析法
- ・ FEM 等 を用いた応力解析

また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、補足説明資料 2-2「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。

地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、FEM を用いた応力解析等により、静的又は動的解析により求まる地震応力と、組み合わせ地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、許容限界内にあることを確認する。

### 9.2 設備・機器

設備・機器の評価は、「3. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「4. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。

評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及び応答スペクトルモーダル解析法を用いる場合は材料物性の不確かさを適切に考慮する。

- ・ 応答スペクトルモーダル解析法
- ・ 時刻歴応答解析法
- ・ 定式化された評価式を用いた解析法
- ・ FEM 等 を用いた応力解析

また、地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析によ

り機器に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電氣的機能維持確認済加速度)以下,若しくは,静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については,補足説明資料2-2「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。



第3.1-1表 耐震重要度分類に応じて定める静的地震力

項目	耐震 重要度分類	静的地震力	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	Kh(3.0Ci) <sup>(注1)</sup>	Kv(1.0Cv) <sup>(注2)</sup>
	B	Kh(1.5Ci)	—
	C	Kh(1.0Ci)	—
設備・機器	S	Kh(3.6Ci) <sup>(注3)</sup>	Kv(1.2Cv) <sup>(注4)</sup>
	B	Kh(1.8Ci)	—
	C	Kh(1.2Ci)	—

(注1) Kh(3.0Ci)は、3.0Ci より定まる建物・構築物の水平地震力。

Ci は下式による。

$$Ci = Rt \cdot Ai \cdot Co$$

Rt : 振動特性係数

Ai : Ci の分布係数

Co : 標準せん断力係数

(注2) Kv(1.0Cv)は、1.0Cv より定まる建物・構築物の鉛直地震力。

Cv は下式による。

$$Cv = 0.3 \cdot Rt$$

Rt : 振動特性係数

(注3) Kh(3.6Ci)は、3.6Ci より定まる設備・機器の水平地震力。

(注4) Kv(1.2Cv)は、1.2Cv より定まる設備・機器の鉛直地震力。

第3.1-2表 耐震重要度分類に応じて定める動的地震力

項目	耐震 重要度分類	動的地震力	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	$Kh(Ss)$ (注1)	$Kv(Ss)$ (注3)
		$Kh(Sd)$ (注2)	$Kv(Sd)$ (注4)
	B	$Kh(Sd/2)$ (注5)	$Kv(Sd/2)$ (注6)
	C	—	—
設備・機器	S	$Kh(Ss)$ (注1)	$Kv(Ss)$ (注3)
		$Kh(Sd)$ (注2)	$Kv(Sd)$ (注4)
	B	$Kh(Sd/2)$ (注5)	$Kv(Sd/2)$ (注6)
	C	—	—

(注1)  $Kh(Ss)$ は、水平方向の基準地震動に基づく水平地震力。

(注2)  $Kh(Sd)$ は、水平方向の弾性設計用地震動に基づく水平地震力。

(注3)  $Kv(Ss)$ は、鉛直方向の基準地震動に基づく鉛直地震力。

(注4)  $Kv(Sd)$ は、鉛直方向の弾性設計用地震動に基づく鉛直地震力。

(注5)  $Kh(Sd/2)$ は、水平方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく水平地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

(注6)  $Kv(Sd/2)$ は、鉛直方向の弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに基づく鉛直地震力であって、Bクラスの施設の地震動に対して共振のおそれのある施設について適用する。

補足説明資料 2-6 (7条)

## 安全上重要な施設と耐震重要度分類の整理

耐震重要度分類は地震を起因とした機能喪失時において放射線による環境影響に応じ分類したものであり、安全上重要な施設であってSクラス以外の施設も存在する。その理由を表-1に、また、安全上重要な施設の耐震クラス毎に理由を明記し表-2に示す。

表-1 安全上重要な施設であって耐震Sクラスの施設ではない理由一覧

No.	耐震Sクラス外理由
1	取扱制限値を維持するための設備・機器として安全上重要な施設としているが、地震時の機能喪失により臨界を起こすおそれのある施設に該当しないため、Sクラスとはしない。
2	<p>設備内の単一ユニット相互間の距離を設定し、核的に安全な配置とするための設備・機器として安全上重要な施設としているが、地震時の機能喪失により臨界を起こすおそれのある施設に該当しないため、Sクラスとはしない。</p> <p>ただし、容器等が相互に影響を与えないようにするために、十分な構造強度を持たせることとし、基準地震動による地震力に対して弾性範囲で耐えるように設計する。</p>
3	混合酸化物貯蔵容器は、地震荷重を受ける構造ではなく、混合酸化物貯蔵容器を支持する施設により耐震性が確保される設計であるため、耐震クラスを設けない。
4	<p>グローブボックスの換気設備として安全上重要な施設としているが、窒素循環設備が故障した場合でも、グローブボックス排風機により排気し、グローブボックス内を負圧に維持する設計とするため、Sクラスとはしない。</p> <p>ただし、<u>Sクラスのグローブボックスを循環する経路</u>については、基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。</p>

表-2 安全上重要な施設の耐震クラス (1/6)

設備区分	安全上重要な施設	耐震クラス		備考
		当初	現	
原料MOX粉末缶取出設備	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	B	S	
一次混合設備	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス	B	S	
	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス	B	S	
	予備混合装置グローブボックス	B	S	
	一次混合装置グローブボックス	B	S	
二次混合設備	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス	B	S	
	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス	B	S	
	均一化混合装置グローブボックス	S	S	
	造粒装置グローブボックス	B	S	
	添加剤混合装置グローブボックス	B	S	
分析試料採取設備	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	B	S	
	分析試料採取・詰替装置グローブボックス	B	S	
スクラップ処理設備	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	B	S	
	回収粉末微粉碎装置グローブボックス	B	S	
	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	B	S	
	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	B	S	
	再生スクラップ受払装置グローブボックス	B	S	
	容器移送装置グローブボックス	B	S	

表-2 安全上重要な施設の耐震クラス (2/6)

設備区分	安全上重要な施設	耐震クラス		備考
		当初	現	
粉末調整 工程搬送 設備	原料粉末搬送装置グローブボックス	B	S	
	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	B	S	
	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	B	S	
	調整粉末搬送装置グローブボックス	B	S	
圧縮成形 設備	プレス装置 (粉末取扱部) グローブボックス	B	S	
	プレス装置 (プレス部) グローブボックス	B	S	
	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	B	S	
	グリーンペレット積込装置グローブボックス	B	S	
焼結設備	焼結ボート供給装置グローブボックス	B	S	
	焼結炉	S	S	
	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	S	S	
	焼結炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路	—	S	
	焼結ボート取出装置グローブボックス	B	S	
	排ガス処理装置グローブボックス (上部)	B	S	
	排ガス処理装置	S	S	
	排ガス処理装置の補助排風機 (安全機能の維持に必要な回路を含む。)	—	S	
研削設備	焼結ペレット供給装置グローブボックス	B	S	
	研削装置グローブボックス	B	S	
	研削粉回収装置グローブボックス	B	S	

表-2 安全上重要な施設の耐震クラス (3/6)

設備区分	安全上重要な施設	耐震クラス		備考
		当初	現	
ペレット検査設備	ペレット検査設備グローブボックス	B	S	
ペレット加工工程搬送設備	焼結ボート搬送装置グローブボックス	B	S	
	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス (一部を除く。)	B	S	
	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	B	S	
燃料棒検査設備	燃料棒移載装置 ゲート	—	B	Sクラス外理由1
	燃料棒立会検査装置 ゲート	—	B	Sクラス外理由1
燃料棒収容設備	燃料棒供給装置 ゲート	—	B	Sクラス外理由1
貯蔵容器一時保管設備	一時保管ピット	B	B	Sクラス外理由2
	混合酸化物貯蔵容器	—	—	Sクラス外理由3
原料MOX粉末缶一時保管設備	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	S	S	
	原料MOX粉末缶一時保管装置	B	B	Sクラス外理由2
粉末一時保管設備	粉末一時保管装置グローブボックス	S	S	
	粉末一時保管装置	B	B	Sクラス外理由2
ペレット一時保管設備	ペレット一時保管棚グローブボックス	S	S	
	ペレット一時保管棚	B	B	Sクラス外理由2
	焼結ボート受渡装置グローブボックス	B	S	
スクラップ貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	S	S	
	スクラップ貯蔵棚	B	B	Sクラス外理由2
	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	B	S	
製品ペレット貯蔵設備	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	S	S	
	製品ペレット貯蔵棚	B	B	Sクラス外理由2
	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	B	S	

表-2 安全上重要な施設の耐震クラス (4/6)

設備区分	安全上重要な施設	耐震クラス		備考
		当初	現	
燃料棒貯蔵設備	燃料棒貯蔵棚	B	B	Sクラス外理由2
燃料集合体貯蔵設備	燃料集合体貯蔵チャンネル	B	B	Sクラス外理由2
工程室排気設備	安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機後の手動ダンパまでの範囲	C	S	
	工程室排気フィルタユニット	C	S	
	工程室排風機 (排気機能の維持に必要な回路を含む。)	C	S	
グローブボックス排気設備	安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機後の手動ダンパまでの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲	S	S	
	グローブボックス排気フィルタ (安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。)	S	S	
	グローブボックス排気フィルタユニット	S	S	
	グローブボックス排風機 (排気機能の維持に必要な回路を含む。)	S	S	



表-2 安全上重要な施設の耐震クラス (5/6)

設備区分	安全上重要な施設	耐震クラス		備考
		当初	現	
窒素循環設備	安全上重要な施設のグローブボックスに接続する窒素循環ダクト	—	B	Sクラス外理由4
	窒素循環ファン	B	B	Sクラス外理由4
	窒素循環冷却機	—	B	Sクラス外理由4
非常用所内電源設備	非常用所内電源設備	S	S	
小規模試験設備	小規模粉末混合装置グローブボックス	B	S	
	小規模プレス装置グローブボックス	B	S	
	小規模焼結処理装置グローブボックス	B	S	
	小規模焼結処理装置	B*	S	
	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	S	S	
	小規模焼結処理装置炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路	—	S	
	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	S	S	
	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	B	S	
	小規模焼結炉排ガス処理装置	B	S	
	小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機 (安全機能の維持に必要な回路を含む。)	B	S	
	小規模研削検査装置グローブボックス	B	S	
資材保管装置グローブボックス	B	S		

※ B\*は、「混合ガスによる爆発を防止するため、直接支持構造物を含めて構造強度上Sクラスとし、間接支持構造物の支持機能を基準地震動により確認する。」ことを示す。

表-2 安全上重要な施設の耐震クラス (6/6)

設備区分	安全上重要な施設	耐震クラス		備考
		当初	現	
火災防護設備	グローブボックス温度監視装置	—	S	
	グローブボックス消火装置 (安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲)	—	S	
	延焼防止ダンパ (ダンパ作動回路を含む。) ※	—	S	
水素・アルゴン混合ガス設備	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁 (焼結炉系, 小規模焼結処理系)	C	S	

※ 焼結炉を設置するペレット加工第2室及び小規模焼結炉を設置する分析第3室の火災区域を形成する範囲に限る。

令和2年2月6日 RO

補足説明資料 2-8 (7条)

## 設備・機器（排気設備を除く）の耐震重要度分類の変更

### 1. 概要

MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックス、小規模焼結処理装置及び小規模焼結炉排ガス処理装置は、放射線被ばくのリスクから公衆を守る観点より更なる設備の信頼性確保のため、耐震Bクラスから耐震Sクラスに変更する。

また、水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁は、爆発による影響軽減対策に必要な設備であるため、耐震Cクラスから耐震Sクラスに変更する。

### 2. 変更内容について

#### 2. 1 変更理由

##### (1) MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックス

MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックスは、閉じ込め機能を有する設備として安全上重要な施設である。

一方、グローブボックスが破損し、工程室内にMOX粉末が飛散したとしても、耐震重要度分類がSクラスの排気設備が機能することにより、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはない設計としていることから、貯蔵施設の一部のグローブボックスを除き、既許可申請書において耐震Bクラスに分類していた。

今回、グローブボックスが複数の部屋をまたいで連結した構造となっている加工施設の特徴を考慮し、設備の信頼性を向上させるため、耐震Sクラスへ格上げする。

(2) 小規模焼結処理装置及び小規模焼結炉排ガス処理装置

小規模試験設備のうち、小規模焼結処理装置は、閉じ込め機能を有する設備として安全上重要な施設である。また、小規模焼結炉排ガス処理装置は、小規模焼結処理装置の閉じ込めに関連する経路の維持機能を有する設備として、安全上重要な施設である。

一方、上記設備の閉じ込め機能が喪失した場合でも、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、既許可申請書において耐震Bクラスに分類していた。

ただし、混合ガスによる爆発を防止するため、小規模焼結処理装置は既許可申請書において、B\*クラス（混合ガスによる爆発を防止するため、直接支持構造物を含めて構造強度上Sクラス）としていた。

また、小規模焼結炉排ガス処理装置は、小規模焼結処理装置の排気設備として安全上重要な施設と見直している。

このため、設備の信頼性向上の観点から、小規模焼結処理装置及び小規模焼結炉排ガス処理装置を耐震Sクラスへ格上げする。

(3) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系）

水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁は、安全に係るプロセス量等の維持機能を有する設備として安全上重要な施設である。

一方、既許可申請書においては、水素濃度が上昇しても炉内に空気がなく、爆発が起こらないため、耐震Cクラスに分類していた。

これに対して、現在は設計基準事故として爆発を想定しており、影響軽減対策として、水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を常時監視し、

水素濃度が9vol%を超える場合は、自動的に水素・アルゴン混合ガスの焼結炉等への供給を停止し、アルゴンガスで掃気する設計とするため、水素・アルゴン混合ガス設備の混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁を、耐震Sクラスへ格上げする。

## 2. 2 変更対象

耐震重要度分類を変更した設備を第1表及び第2表に示す。

## 3. 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響

本変更による加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響は第3表のとおりである。

第1表 耐震重要度分類を変更した設備

対象設備		変更前耐震クラス (既許可耐震クラス)	変更後 耐震クラス
MOX粉末を取り扱う主要なグローブボックス <sup>注1</sup>		B	S
小規模 試験設備	小規模焼結処理装置	B <sup>*注2</sup>	S
	小規模焼結炉排ガス処理装置	B	S
水素・アルゴン混合ガス設備	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系）	C	S

注1 具体的に対象となるグローブボックスは第2表に示す。

注2 B\*は、「混合ガスによる爆発を防止するため，直接支持構造物を含めて構造強度上Sクラスとし，間接支持構造物の支持機能を基準地震動により確認する。」ことを示す。

第2表 BクラスからSクラスに変更したグローブボックス

区分	設備名称
粉末調整工程の グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス
	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス
	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス
	予備混合装置グローブボックス
	一次混合装置グローブボックス
	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス
	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス
	造粒装置グローブボックス
	添加剤混合装置グローブボックス
	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス
	分析試料採取・詰替装置グローブボックス
	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス
	回収粉末微粉碎装置グローブボックス
	回収粉末処理・混合装置グローブボックス
	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス
	再生スクラップ受払装置グローブボックス
	容器移送装置グローブボックス
	原料粉末搬送装置グローブボックス
	再生スクラップ搬送装置グローブボックス
	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス
調整粉末搬送装置グローブボックス	
ペレット加工工程の グローブボックス	プレス装置（粉末取扱部）グローブボックス
	プレス装置（プレス部）グローブボックス
	グリーンペレット積込装置グローブボックス
	空焼結ボート取扱装置グローブボックス
	焼結ボート供給装置グローブボックス
	焼結ボート取出装置グローブボックス
	排ガス処理装置グローブボックス（上部）
	焼結ペレット供給装置グローブボックス
	研削装置グローブボックス
	研削粉回収装置グローブボックス
	ペレット検査設備グローブボックス
	焼結ボート搬送装置グローブボックス
	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス <sup>注1</sup>
	回収粉末容器搬送装置グローブボックス
貯蔵施設の グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス
	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス
	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス
小規模試験設備の グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス
	小規模プレス装置グローブボックス
	小規模焼結処理装置グローブボックス
	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス
	小規模研削検査装置グローブボックス
	資材保管装置グローブボックス

注1 地下3階から地下2階に搬送する一部のグローブボックスを除く。



第3表 耐震重要度分類の変更に伴う事業許可基準規則への影響について

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(核燃料物質の臨界防止)                      第二条                      安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。                      2 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(遮蔽等)                      第三条                      安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。                      2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。                      一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。こと。                      二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。こと。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(閉じ込めの機能)            第四条            安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(火災等による損傷の防止)            第五条            安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」とい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。            2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(安全機能を有する施設の地盤)            第六条            安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>(前頁のとおり)</p>
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第七条</p> <p>安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>耐震重要度分類の変更は自主的対応であり，規則要求に基づくものではない。</p>
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第八条</p> <p>安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれが</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
ないものでなければならない。	(前頁のとおり)
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条</p> <p>工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(溢水による損傷の防止)            第十一条            安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(誤操作の防止)            第十二条            安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。            2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(安全避難通路等)            第十三条            加工施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。            一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路            二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明            三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(安全機能を有する施設)            第十四条            安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。            2 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮す</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>ることができるものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>5 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(前頁のとおり)</p>
<p>(設計基準事故の拡大の防止)</p> <p>第十五条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(核燃料物質の貯蔵施設)</p> <p>第十六条 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 冷却のための必要な措置が講じられているものであること。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>(前頁のとおり)</p>
<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(監視設備)</p> <p>第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(非常用電源設備) 第二十条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(通信連絡設備) 第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>



令和2年2月6日 RO

補足説明資料 2-9 (7条)

## 排気設備の耐震重要度分類の変更

### 1. 概要

放射線被ばくのリスクから公衆を守る観点より更なる設備の信頼性確保のため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の一部の耐震重要度分類について、耐震Cクラスから耐震Sクラスに変更する。また、窒素循環設備については、Sクラスのグローブボックスを循環する経路について、基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。

### 2. 変更内容について

#### 2. 1 変更理由

##### (1) グローブボックス排気設備

グローブボックス排気設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックス等からグローブボックス排風機までの範囲（グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機を含む。）は、排気経路の維持機能、MOXの捕集・浄化機能または排気機能を有する設備として安全上重要な施設であり、既許可申請書において耐震Sクラスに分類している。

一方、グローブボックス排気設備のうち、安全上重要な施設以外の範囲は、破損したとしても公衆への放射線の影響が十分小さいことから、既許可申請書において耐震Cクラスに分類していた。

今回、Cクラスとしていたグローブボックス排気設備の一部を安全上重要な施設の範囲に追加したため、新たに安全上重要な施設となった範囲について、設備の信頼性を向上させるため耐震Sクラスへ格上げする。

## (2) 工程室排気設備

工程室排気設備のうち、安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する部屋から工程室排気フィルタユニットまでの範囲及び工程室排気フィルタユニットは、事故時の排気経路の維持機能または事故時のMOXの捕集・浄化機能を有する設備として、安全上重要な施設である。

一方、上記設備は、機能が喪失した場合でも公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、既許可申請書において耐震Cクラスに分類している。また、安全上重要な施設ではなかった工程室排風機も、既許可申請書において耐震Cクラスに分類している。

今回、設計基準事故時の評価で工程室排気設備の機能を期待することとしたことに加え、機能を期待する範囲を安全上重要な施設として新たに選定したことから、安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機後の手動ダンパまでの範囲、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機について、設備の信頼性を向上させるため耐震Sクラスへ格上げする。

## (3) 窒素循環設備

窒素循環設備は、「放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器」に該当する。また、MOX燃料加工施設においては、窒素循環設備が故障した場合でも、耐震Sクラスのグローブボックス排風機により排気し、グローブボックス内を負圧に維持する設計としている。

したがって、窒素循環設備は事業許可基準規則解釈の別記3に記載されている「放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器」に該当し、耐震重要度分類は既許可申請書と同様にBクラスとするのが妥当である。

ただし、MOX粉末を露出した状態で取り扱うグローブボックスについては、窒素雰囲気での運転を行うことで、火災の発生防止に期待ができる設計としていることから、仮に窒素雰囲気が喪失した場合においても、窒素雰囲気が空気に置換されるのにある程度の時間を要し、直ちにMOX燃料加工施設の安全性に影響を及ぼすおそれがないよう、窒素循環設備のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。

## 2. 2 変更対象

耐震重要度分類を変更した設備を第1表に示す。また、変更後の耐震重要度分類の範囲を第1図及び第2図に示す。

## 3. 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響

本変更による加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響は第2表のとおりである。

第1表 耐震重要度分類を変更した設備

対象設備		変更前耐震クラス (既許可耐震クラス)	変更後 耐震クラス
工程室 排気設備	安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排風機後の手動ダンパまでの範囲	C	S
	工程室排気フィルタユニット	C	S
	工程室排風機（排気機能の維持に必要な回路を含む。）	C	S
グローブボックス排気設備	安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機後の手動ダンパまでの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち、 <u>グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲</u> <sup>注1</sup>	C	S
窒素循環設備		B	B <sup>注2</sup>

注1 下線部が、新たに耐震Sクラスとした範囲。

注2 窒素循環設備のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。

第2表 耐震重要度分類の変更に伴う事業許可基準規則への影響について

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(核燃料物質の臨界防止)                      第二条                      安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。                      2 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(遮蔽等)                      第三条                      安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。                      2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。                      一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。こと。                      二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。こと。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(閉じ込めの機能)            第四条            安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(火災等による損傷の防止)            第五条            安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」とい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。            2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(安全機能を有する施設の地盤)            第六条            安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>(前頁のとおり)</p>
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第七条</p> <p>安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>耐震重要度分類の変更は自主的対応であり，規則要求に基づくものではない。</p>
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第八条</p> <p>安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれが</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>



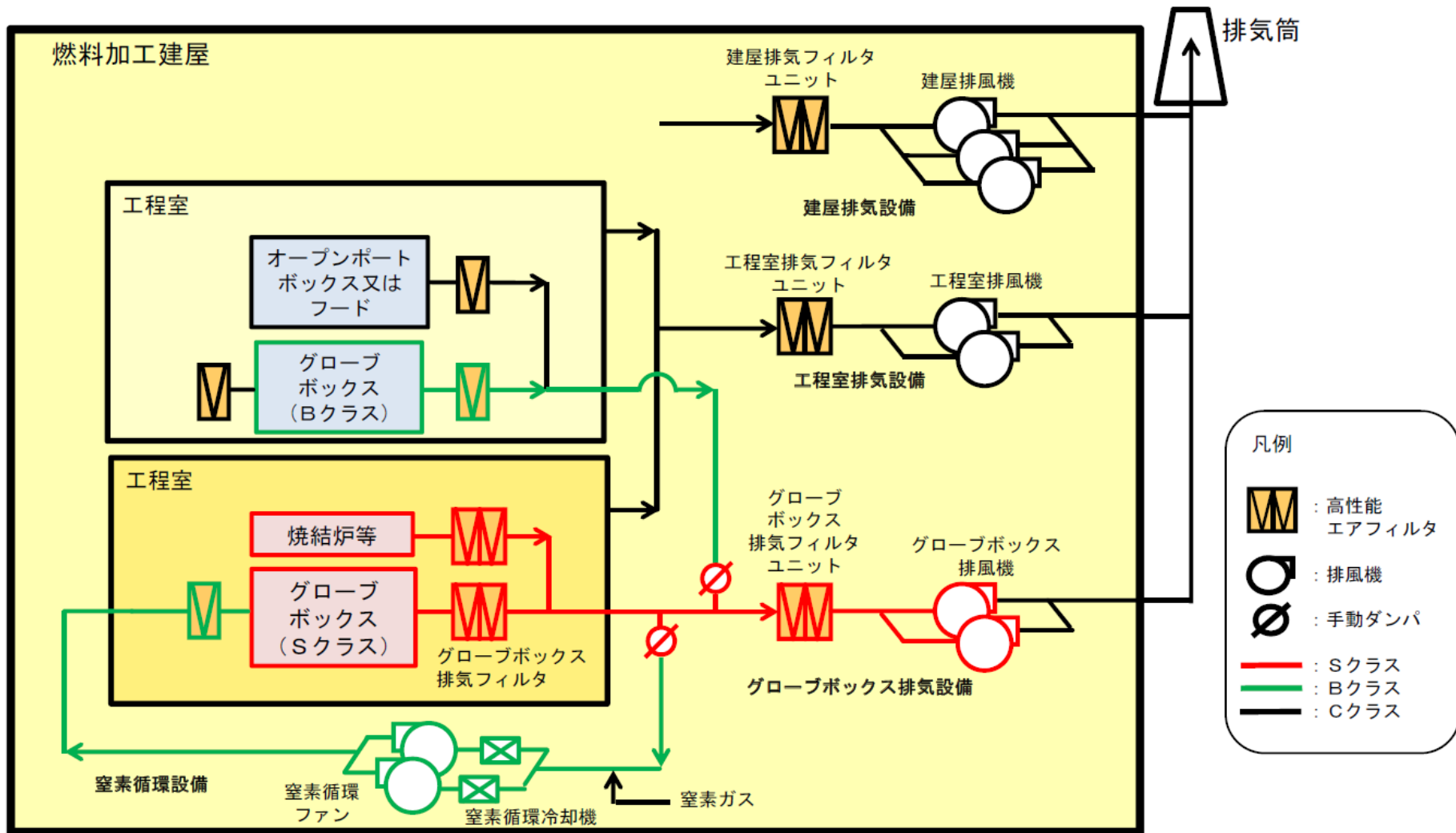
加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
ないものでなければならない。	(前頁のとおり)
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条</p> <p>工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(溢水による損傷の防止)            第十一条            安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(誤操作の防止)            第十二条            安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。            2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(安全避難通路等)            第十三条            加工施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。            一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路            二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明            三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(安全機能を有する施設)            第十四条            安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。            2 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮す</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

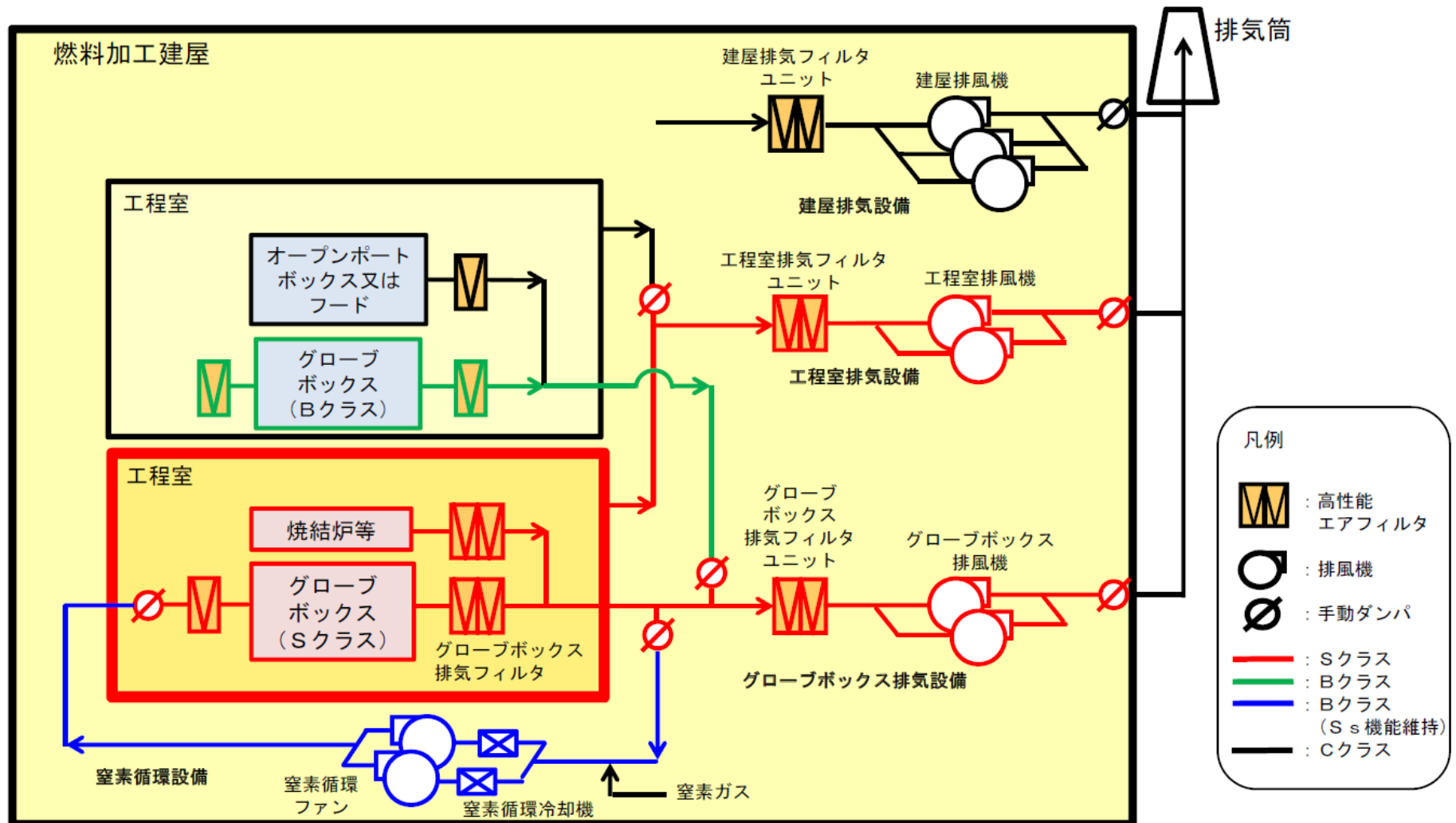
加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>ることができるものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>5 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(前頁のとおり)</p>
<p>(設計基準事故の拡大の防止)</p> <p>第十五条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(核燃料物質の貯蔵施設)</p> <p>第十六条 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 冷却のための必要な措置が講じられているものであること。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>(前頁のとおり)</p>
<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(監視設備)</p> <p>第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
<p>(非常用電源設備) 第二十条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>
<p>(通信連絡設備) 第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>設備の耐震重要度分類の見直しであり当該条文に関係なし。</p>



第1図 排気設備の耐震重要度分類の範囲について (変更前)



第2図 排気設備の耐震重要度分類の範囲について (変更後)